

中世ロシアの法文化とモンゴル支配

栗生沢 猛夫

はじめに

13世紀40年代から2世紀半近くの間ロシアを支配したモンゴル人がロシアにいかなる影響を与えたかの問題は、多くの研究者の注意を引きつけてきた。これまでさまざまな見解が示されてきたが、一致して受入れられるものはなく、未だに解決をみていないというべきである。全体としては、大きな影響を与えたとする歴史家とそれを否定する歴史家とが対立し、その間にそれぞれニュアンスを異にしながら独自の立場を表明する中間的な立場の者がいる、というのが現状である。筆者の立場はすでに明らかにしたので、ここでは繰り返さない¹。

本小稿では「中世ロシア法」にたいするモンゴル支配の影響の問題に焦点を絞って論じてみる。法、ないし書かれた法に限定して考える場合には、この問題について特別に論じたリャザノフスキーとともに、モンゴル法はロシア法にたいしほとんど影響を与えることがなかったと結論づけることができる²。実際、文化や、とりわけ宗教、また生活諸条件（農業社会と遊牧社会）の違いを考慮にいれば、法がそうしたものの一つの表現形態と見ることができる限り、中世ロシア法がモンゴル支配から強く影響を受けたとは言いがたいであろう。1980年に『中世ロシアにおける法の発達』を著わしたカイザーが、モ

¹ 拙著『タタールのくびき——ロシア史におけるモンゴル支配の研究』東京大学出版会、2007年。

² リャザノフスキー『蒙古慣習法の研究』東亜経済調査局刊、昭和10年。第一部第七章「蒙古法のロシア法に対する影響」（178-202頁）を参照。ただし著者はモンゴルを野蛮＝非文明とみる傾向の強いことには注意しなければならない。著者は「東洋の残忍性と狡猾」「放縦、贈収賄、法治主義の欠如」等々について述べ、プリミティブなモンゴル社会の法が「より文明的な」ロシア法に大きな影響を与えるはずがないとするのである。リャザノフスキーでより重要なのは、かれがモンゴル法のロシア法への間接的影響（行政への影響）の問題を考える必要があるとしていることである。たとえばかれは、モスクワの1497年法典において、刑罰が峻厳になったこと（死刑、鞭打刑、拷問の出現——これらは『ルースカヤ・ブラウダ』にはなかった）を、モンゴル支配の結果であると考えられるかどうかと問うているのである。そして自らはこれを否定し、これをむしろモンゴル侵入後のモスクワ社会、ないしその世相の荒廃の結果とみるべきであると結論づけている。妥当な結論であると考えられる。

リャザノフスキーは、モスクワ国家の国法（むしろ国制というべきか——栗生沢）がモンゴルの国家性の影響を受けたとする説についても否定的である。かれによれば、モンゴルはチンギス・カンの時代を除いて、安定的、持続的な国家性を有したことはなかった。「モンゴル人は強力な国家を創建する能力に欠けていた」というのである。氏族制の原則が強すぎ、その国家は不安定で、常に分裂の危険にさらされていた。また遊牧民であり、文化水準が低く、強力な国家性をモスクワにもたすことなどできなかったとする。さらに、リャザノフスキーによれば、臣民の国家への全面的従属、すなわち、臣民に対する国家奉仕の強制、農奴制、専制的支配、全領土の君主への帰属など、よくモスクワ国家について言われる諸特徴についても、これらをモンゴルの影響の結果とすることはできないという。また租税制度や、これまたモンゴルからの影響を指摘されることの多い駅通制についても、同様のことが言えるとする。すなわち、租税制度についていえば、ルーシでは課税は各戸へなされたのにたいし、モンゴルでは課税は各人に対してなされ、明らかに異質であるとする。駅通制については、本格的成立は17世紀に入ってからであり、それも西欧に倣って創設されたとされる。（馬等を供出する慣習だけであれば、すでにモンゴル以前のキエフ時代に、「ボヴォズ повоз」という形で、すなわち公に納めるべき農産物を運んだり、荷馬車を提供したりする義務として知られていた。ボヴォズについては後述IIIの注79をみよ。）

同様の見解は、『モンゴル人とロシア』の著者ヴェルナツキーにもみられる。かれは、カンがルーシの内政には干渉しなかったことを指摘しながら、「公行政の全分野のなかで、司法分野はモンゴル支配の影響を最もうけなかった分野」とする。もっともかれは、リャザノフスキーとやや異なって、ルーシは時とともに次第にモンゴル司法のいくつかのパターンは受容したと考えている。たとえば、極刑＝死刑、体刑[拷問など]はモスクワ期に入り込んだが、死刑はキエフ期（『ルースカヤ・ブラウダ』）には知られておらず、体刑はキエフ期には奴隷に対してのみ適用されていたとする。したがって、これらがロシア社会に広く普及したのは、まさにモンゴル支配の結果であったとするのである。Vernadsky G. *The Mongols and Russia*. New Haven and London: Yale University Press, 1953. pp. 355-357.

ンゴル法の問題にほとんど触れずにすませていることは、この意味で象徴的である³。

ただし、中世ロシア人の法的なものの考え方やメンタリティ、あるいは法慣習、さらには法的行動様式など、いわば法文化に視野を広げてみた場合には、状況はおのずと異なってくる。小稿で取り上げたいのは、こうした側面である⁴。

具体的には、ロシア史に関してときに強く主張されることのある「連帯保証（責任）制」（*круговая порука*）をめぐる問題について検討してみたい⁵。

「連帯保証（責任）制」というのは、中世ロシア、とりわけモスクワ国家において、上は貴族層から下は農民や都市ボサード民にいたるまでの人々の、種々の、とくに国家やその機関にたいする諸義務の遂行に当たって、集団でその完遂を保証する、あるいは保証させられる方式ないし慣習であるが、こうした慣習にモンゴルの影響が指摘されることがあるのである⁶。ロシアにおける集団的心性の在り方とも関わる問題であるが、そうした心性がロシアではいつごろから、どのような過程を経て顕著なものとなってきたのか、またそうしたことがあったとして、それをモンゴル支配とどの程度結びつけられるか、という問題である。ロシア史における農民共同体（ミール）の存在、ソヴィエト期の集団農場（コルホーズ）などとロシア人の心性との関連性といった問題とどこかで結びつくように思う。

もとより、人の心性や行動が集団的な傾向を有することはロシアに限ったことではなく、前近代社会においては（場合によっては近現代に至るまでも）、日本なども含めて、ある程度普遍的にみられた。そこでは家族や親族が社会の基本的な構成単位であり、集団的な原則が一般的であった。その意味で近代化とは集団（共同体）にたいする個人原理の優位の確立であった。ただ問題をロシアに限定して考察したとしても、それをどのように取り扱えば有効なのか、とりわけそうした慣習とモンゴル支配とが関連することはどのようにすれば証明できるのかは、そう簡単なことではない。ここでは、ロシア史、とりわけモスクワ国家における「連帯保証（責任）制」とは具体的にどのようなものであったかを、史料により検証しながら、こうした問題に取りかかる手がかりを得たいと考える。

分析の対象となるのは、中世以来の伝統である「保証制度」、すなわち「保証状」提出の慣行である。

「保証状」*порука*、*поручная запись* というのは、大公や行政当局からの要求に応じて諸個人や諸集団（貴族その他の諸階層に属する人間や、共同体等諸集団）が提出するもので、自己の行動が反国家・社会的なものではないことを、通常複数の保証人の同意を得たうえで、確約する文書である。換言すれば、ここでいう「保証制」とは、政治・刑事犯罪、良心・宗教上の罪、債務・租税等諸義務の不履行、法廷への不出頭、軍事・行政的違法行為、条約違反等々に関して、個人ないし諸グループの責任を集団的に担保するシステムで、中世ロシア社会においてさまざまな意味で重要な役割を果たしたことが知られてい

³ Kaiser D. H. *The Growth of Law in Medieval Russia*. 1980. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1980.

⁴ 中世ルーシにおける法文化研究の重要性については、かねてから指摘されてきたが（例えば、大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化』日本評論社、1992年、「まえがき」参照）、我が国ではいまだ本格的な研究は行われていないと言わなければならない。近年中世史研究者がいくつかの基本的な法文典の邦訳に着手しているのは喜ばしいことであるが。（すでに邦訳が存在する『ルースカヤ・プラウダ』（勝田訳）、『1497年法典』（石戸谷訳）、『ドモストロイ』（中村他訳）、『ブスコフ裁判法』（松木訳）などに、『ノヴゴロド裁判法』（松木訳、本報告集所収）、『ウロジェーニエ』（中澤、吉田他訳、未完）、『1550年法典』（栗生沢、宮野訳、未完）などが付け加わるようになった。今後は邦訳・改訳作業を続行するとともに、それらの本格的な分析・研究が進められなければならないだろう。

⁵ 「連帯保証（責任）制」については、さしあたり、この問題に一連の論文を発表しているアメリカの研究者 Dewey と Kleimola の研究を参照されたい。Dewey H. W. and Kleimola A. M. "Suretyship and Collective Responsibility in pre-Petrine Russia," *JbfGO*.18(1970), S. 337-354; Dewey H. W. and Kleimola A. M. "From the Kinship to Every Man His Brother's Keeper: Collective Responsibility in Pre-Petrine Russia," *JbfGO*. 30(1982), S. 321-335; Dewey H. W. and Kleimola A. M. "Russian Collective Consciousness: The Kievan Roots," *The Slavonic and East European Review*. 62-2 (April 1984), pp. 180-191. 小稿もこれらに多くを負っている。

⁶ たとえば次のデューイ論文がそうした立場からロシアにおける「連帯保証（責任）制」やその背後にある集団的心性について論じている。Dewey H. W. "Russia's Debt to the Mongols in Suretyship and Collective Responsibility," *Comparative Studies in Society and History*. 30-2(1988), pp. 249-270.

る⁷。

以下本論では、キエフ時代に「保証制」がみられたかどうかの検討から始め、モスクワ時代におけるその実態をさぐり、結論として、モンゴル支配の影響の問題に迫りたい。

I キエフ・ルーシにおける「保証制」及び「連帯保証（責任）制」

すでに記したように、「保証制」はとくにモスクワ時代に広く見られ、ときにモンゴルがこの制度を持ち込んだことが指摘されていた。たしかにモンゴル侵入以前のキエフ時代には、「保証」*порука* という語はほとんど出てこない⁸。しかしこうした現象が当時知られていなかったと考えるとしたら、それは正しくない⁹。むしろそれは従来の研究者が考える以上に広く知られた現象であったようにみえる。個人的な、しばしば自発的な保証制は確実に知られていた。

たとえば、ロシア最古の法典（11-12世紀）、『ルースカヤ・プラウダ（簡素編纂）』第14条では、他人の財物を不当に占有しながら *свод*、すなわち強制的な「捜査」を回避しようとする被告は「保証人 *поручник*」を立てることを義務づけられていた¹⁰。この場合、「保証人」を立てられない被告は敗訴したと考えられる。また同法典「敷衍編纂」第52条では、3グリヴナ以上の額を貸した者が「証人」を立てていなかった場合には、貸金を回収出来なかった（「汝〔貸し主〕が証人を立てなかったことは、汝の過失である」）¹¹。この場合の「証人」は *послух* で、本稿で問題としている「保証人」*порука* ではないので、これをもってただちにキエフ時代にも「保証制」が行われていたとするわけにはいかない。とくにここでの「証人」が「貸し手」の側の利益保証者であることは、後代の「保証人」が一般に、債務など何らかの義務を負う側の将来の行動を保証する者であることと異なっており、この相違は本質的であると思われるからである。ただ勝田よれば、この「証人」*послух* は単なる「目撃人 *видок*」（勝田はその邦訳の中で、これをも「証人」と訳す）とは異なり、ゲルマン法上の *Eidshelfer (consacramentales)*、すなわち宣誓補助人ないし誓言保証人に相当するので、その意味では後代の「保証人」にある程度似ていると考えることができるかもしれない¹²。実際、『ルースカヤ・プラウダ（敷衍編纂）』には「証人」（*послух* ないし *видок*）への言及は数多くあるが（18、21、29、31、37、47-50、52、67、68、77、85、87条など）、そのうち少なくとも一部は後代の「保証人」と類似のものとみなすことができるように思われる。

⁷ 「保証状」については、さしあたり、*Веселовский С.В. Побег за границу и поручные записи. в его кн.: Исследования по истории Опричнины. М., 1963, С. 118-132; Szeftel M. "The History of Suretyship in old Russian Law," Recueils de la Société Jean Bodin, XXIX, Bruxelles, 1971, pp. 840-843=Szeftel, Russian Institutions and Culture up to Peter the Great. (XI), Variorum Reprints, London, 1975 (第 XI 論文); Dewey H. W. "Political Poruka in Muscovite Rus," The Russian Review. vol. 46(1987), pp. 117-134 を参照。*

⁸ *порука* という語が用いられた最も早い例のひとつは、1229年の「スモレンスクとリガ及びゴート沿岸地域との条約」*Договор("Правда") Смоленска с Ригю и Готским Берегом* である。その第4条に「ルーシの商人がリガないしゴート沿岸地域において罪ありとされたとしても、かれを〔拘束し〕拷問にかけてはならない。かれのために保証 *порука* があるならば、保証に出す。保証がない場合には、鉄枷につなぐ。もしネムチン〔ドイツ系〕の商人がスモレンスクで罪ありとされたとしても、かれを牢に投じるべきでない。かれのために保証がないなら、鉄枷につなぐ。」（第1版）とある。*Памятники Русского Права. Вып. II, Памятники Права Феодално-Раздробленной Руси. XII-XV вв. Составитель А.А. Зимин. М., 1953, С. 60.* なお「連帯保証 *круговая порука*」という語自体はデュウイ/クライモラによれば、17世紀中頃に初めて用いられたようである。*Dewey and Kleimola "Russian Collective Consciousness: The Kievan Roots," p. 185.*

⁹ Szeftel, "The History of Suretyship," pp. 840-843.

¹⁰ *Законодательство Древней Руси. = Российское Законодательство X-XX веков. Том I. М., 1984. С. 47.* 勝田吉太郎『ルス法典研究』（勝田吉太郎著作集、第五巻 『革命の神話』、ミネルヴァ書房、1992年、所収）432頁（勝田訳の最初の刊行は1954年）。勝田は *свод* を「対決」と訳す。なお勝田訳のテキストは、*Сергеевич В. Русская Правда с четырех редакциях, по спискам Археографическому, Троицкому и князя Оболенского с дополнениями и вариантами из других списков. СПб., 1904* である。

¹¹ *Законодательство Древней Руси. С. 67.* 勝田『ルス法典研究』449頁。

¹² 勝田『ルス法典研究』464頁（『敷衍編纂』第18条の注）。

以上は個人的な保証の例であるが、実はキエフ時代にも、「連帯保証（責任）制」を思わせる慣習がなかったわけではない。ここではとくに『ルースカヤ・プラウダ』における「殺人」に関する規定をみしてみる。

同法典「簡素編纂」第1条には、親族（父と子、兄弟、兄弟姉妹の子）によるいわゆる「血讐」が規定されていて、すでにここに法典の諸規定が血縁という集団的な原則の上に構築されていることが伺えるが、第20条では、殺人者を捕らえられない共同体（*вири*）は人命金を支払う義務を負うと規定されている（額は示されていない）¹³。その成員が殺人を犯したことにたいし共同体という集団が責任を負わされているのである。これは明白な集団・連帯責任制であろう。

同法典「敷衍編纂」ではこの点はより明確になっている。こちらではすでに「血讐」は廃止されているが（第2条）、第3条～第8条において殺害者とかれが属する「共同体」（*вервь*）ないし「人々」の責任が詳しく規定されるに至っているのである¹⁴。すなわち、第3条では、殺人者を捕らえられなかった共同体の支払う人命金の額が、第4条では、共同体の支払う「闇人命金 *дикая вира*」¹⁵について、第5条では、共同体による「闇人命金」の一部支払の後に殺害者が現れた場合について、第6条では、「口論中又は、酒宴において公然と」殺人が行われた場合について、第7条では、「何らの争いもなく」、すなわち特別の理由なくして殺人が行われた場合について（これは通常の殺人よりも重罪と見なされた。ちなみにこの場合、「人々」すなわち共同体は殺人に連帯責任は負わなかった。共同体は逃走した殺害者に代わり人命金を支払わなかったばかりか、逆にその妻や子を追放し、財産を没収した）、第8条では、「闇人命金」の支払を分担しようとしめない共同体成員について、規定されているのである。ここにはキエフ時代にも連帯責任制が現実に行われていたことが明瞭にみてとれる。ここで連帯責任を負うとされているのは、「共同体」とその成員（「人々」）であり、妻・子（第8条の場合）であった¹⁶。

以上との関連で興味深いのは、同法典「敷衍編纂」第18条と第19条である。18条では、殺人の嫌疑をかけられ、人命金の支払を科せられた者が、無実を申立てて人命金の支払を拒否した場合、かれは7人の「証人」*послух* を出すことを求められた。この条件を満たせば、かれは人命金支払いを免れたわけである。これを連帯責任制といえるかどうかは微妙であるが、ここの「証人」が後代の「保証人」の原型的存在であることは確かである。時代が下ると、かれら「証人」は、かれらが弁じた殺人被疑者の将来の行動に責任を取らされるようになると予想されるからである。次に第19条では、「骨」、ないしは腐乱せる死体について、それが発見された場所である共同体は人命金の支払を免れているが、これも殺人者が明らかな場合には、共同体が責任をとることを前提とした条項であることがわかる。この場合に共同体が責任をとる必要がないとされたのは、身元不明の死体の殺害者が不明であったからにすぎないのである¹⁷。

密猟者に関する同第70条、盗人に関する同77条も同様の意味で共同体の連帯保証を定めたものといえる¹⁸。

¹³ Законодательство Древней Руси. С. 47, 48. 勝田『ルス法典研究』431、434頁。

¹⁴ Законодательство Древней Руси. С. 64. 勝田『ルス法典研究』442–443頁。

¹⁵ 「闇人命金 *дикая вира*」 Я. Н. Шичарь-Попфによれば、共同体（*вервь*）の領域内でおこった殺人において、犯人が不明であるか、共同体が犯人を引き渡すことを望まない場合に、共同体成員が共同で支払う罰金のこと。Законодательство Древней Руси. С. 84.

¹⁶ なお勝田は、ヴェルナツキーによりながら、ここでいわれている共同体（*вервь*）について、「隣人の自由な結合」とか、「一定場所の定住者全員がその成員とされるのではなく、共同体の責任に関与する事に同意した者のみを成員とする」とか記すが（勝田『ルス法典研究』463頁）、*вервь* をどう理解するかは研究史上大きな問題となっている。これについてはさしあたり Советская историография Киевской Руси. Л., 1978, С. 115–116 (В.В. Мавродин/И.Я. Фроянов の執筆); Свердлов М.Б. Генезис и структура феодального общества в Древней Руси. Л., 1983, С. 103–105 を参照。

¹⁷ Законодательство Древней Руси. С. 65. 勝田『ルス法典研究』444頁。

¹⁸ Законодательство Древней Руси. С. 69. 勝田『ルス法典研究』453–454頁。

以上は殺人を中心とした刑事事件（というよりは社会秩序を破壊する諸案件というべきか）における責任の集団的な取り方であるが、それ以外の分野や案件においても同様の責任の取り方がみられる。とくに重要なのは、公権力から要求される税や農産物の納付に際しての連帯的な責任制である。すなわちキエフ民は家（世帯）や共同体単位で公権力への納付義務に連帯責任を負わされているのである。成員の誰かが自身の義務を遂行できない場合には、他の成員が全体でその分をも負担しなければならなかったのである。このいわば、財政的な連帯責任制を史料的に裏付ける例は多くはないが、1130年のムスチスラフ・ウラジーミロヴィチ大公のノヴゴロド・ユーリエフ修道院への下賜文書はそうしたものの早い例であろう。この文書により修道院はブイツィ村から、毎年秋に25グリヴナを受け取る権利を獲得したのであるが、村人の誰かが自己の負担分を納めることが出来ない場合、村共同体は集団でその分を埋め合わせる義務を課されたのであった¹⁹。

同様の財政的な連帯責任制は『ルースカヤ・プラウダ（敷衍編纂）』第9条や74条からもみてとれる。すなわち、第9条では公から派遣される人命金徴収人が来た場合、共同体は徴収人らに、法典が記す慣習に従って、食糧や「旅費」、「到着金」その他を与えなければならなかった。また第74条では罰金徴収人らに、同様に、金や食糧その他を与えるべきであるとされている²⁰。これらは共同体内で各成員に割り振られたと考えられるので、共同体員は連帯責任を負っていたわけである。実は共同体員が分担して総額を負担する際の、強制のメカニズムについてはどこにも記されておらず、どのように割り振られたのか、各人が義務を果たさなかったとき、どのようなことが行なわれたのか、など具体的なことは不明であるが、およそ上記のように推測したとしても許されるように思う。

したがって、後に次第にロシア社会の一大特徴となる連帯保証（責任）制、そしてその背景にみられる、保証の在り方や責任の取り方における集団的な心性は、キエフ時代に十分に発達をみたとは言えないにせよ（というのも、用語の頻度が低く、システムも未整備であったからである）、確実に存在したと言えよう。それはこの社会に存在した家や血縁・地縁的共同体を核とする社会体制の慣習法的な表現にほかならなかったのである。

II モスクワ国家における「連帯保証（責任）制」

（I）政治的保証制度について

すでにキエフ・ルーシ社会において認められた保証制はモスクワ時代にさらに発達し、その原則は生活のあらゆる側面に入り込んだ。シェフテルによれば、モスクワ時代における保証制はキエフ・ルーシや北西ルーシ（とくにプスコフ）の場合と同じ名称をもちながら、異なった特徴をもつ制度となった。とくにモスクワ国家は *поручка* を「まったく異なる基盤の上にたって、政治的、行政的目的のために利用した。そのためにそれは契約的基盤を失い、強制的なものとなった」²¹。かくて保証制はいわば日常的な社会管理制度となったのであるが、本節ではまず、この時代にとくに発達をみた政治的な連帯保証（責任）制を中心にみてみたい。

ここでいう政治的連帯保証制というのは、君主（大公、ツァーリ）から忠誠を疑われた貴族らが「保証状」（*поручные записи*）を提出し、改めて忠誠を誓うが、その際多くの保証人が本人の行動を保証あ

¹⁹ Dewey/Kleimola, "Russian Collective Consciousness," pp. 185–186 による。

²⁰ Законодательство Древней Руси. С. 64, 69. 勝田『ルス法典研究』443、453頁。

²¹ Szeftel, "The History of Suretyship," pp. 844–845. シェフテルはさらにモスクワ国家において保証制が多面的に展開されることになったことを述べ、それが次の6つのカテゴリーに分けられるとしている。1) 司法手続き上の諸段階における保証（法廷への出頭、裁判中の居所不動態々）、2) 私人間のないし私人と国家間の契約における保証、3) 国家勤務ないし公的諸義務遂行の保証、4) 国家勤務人の勤務遂行保証、5) 容疑者監視の代行保証、6) 犯罪防止及び公的秩序維持の手段としての保証。

るいは監視し、その「保証状」に署名して連帯で責任を負った制度である。こうした文書は、デュウイとクライモラによれば、14世紀末から1568年にいたる時期におよそ30通が知られている²²。

それらはモスクワ大公と貴族層との関係についての貴重な情報をもたらすものであるが、そうした保証状の最初の例は1474年のД. Д. ホルムスキー公から出されたものである²³。それはその後の「保証状」の原型ともいえるものなので、まずこの文書について検討する。

ホルムスキー公はトヴェーリ大公国出身で、トヴェーリが最終的にモスクワに併合される1485年以前の、すでに60年代に大公イヴァン3世への勤務に移っており、1471年のノヴゴロド遠征軍の実質上の司令官ですらあったが、何らかの原因で（「己自身の罪ゆえに」大公の怒りがあったと記されているだけである）、おそらくはリトアニアへの逃亡を図り、逮捕された（1474年2月）。公は罪を認め、以後二度と大公への背信行為をしないことを誓約し、大公の赦しを得た（1474年3月釈放）。公はこのときにまず誓約状を、その後に「保証状」を提出した。かれは、その後は軍司令官（1480年ウグラ河畔でオルダ軍を迎え撃ったモスクワ軍の事実上の司令官であった。1487年には対カザン遠征軍の中央水軍司令官として同市を攻略している）として、また高位行政官（ウラジーミル市代官など）として活躍し、90年代中頃に没している²⁴。

最初に出した「誓約状」から判断されるころでは、公は、まず府主教ゲロンチーら高位聖職者に、大公への執り成しを要請し、大公イヴァン3世はこれを容れ、「ご自身の下僕なるわたしに恩寵を与え、ご自身の不興をわたしから取り除くことを」決定したことが伺える。そして公はその段階でこの誓約状を作成し、「わが君主、大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチとかれの子らに生涯仕えること、そして己が君主、大公とかれの子らから他のいかなる者の下にも退去しないこと」、さらに大公に「あらゆるところで万事につき善を望み、悪は...企むことのないこと」、「何処かで誰からかわが君主、大公にたいする善事、ないし悪事について聞いたなら...わたしはわが君主...にたいしそれを正しく、わが誓約状にあるごとく誠実に告げることを誓う」としている。

ここでホルムスキー公が誓約したのは基本的に次の2点である。第一は、二度と大公への勤務を辞し、他君主の下へ走ることはしないこと、第二に、大公とその家族に関する事柄について他の者の言動を監視し、報告を怠らないことである。

その上で誓約者は、将来誓約に違反した場合には、自分が「神といとも清きその聖なる母、また聖なる奇蹟行使者、府主教ピョートルとロストフ主教レオンチー、そしてすべての聖人がたの恩寵と、全ルーシの府主教、わが主人ゲロンチー...の祝福を、この世でも来世でも」失うであろうと記す。「そしてわが君主、大公、またその子らはわが罪〔違約〕ゆえにわれを罰するに自由である」とするのである。最後に公は「大公にたいし...十字架に接吻し〔誓約し〕...われのためのこの文書を...提出した」。

誓約状の日付は6982（1474）年3月8日であり、「全ルーシの府主教、従順なるゲロンチー」の署名が付されている。

²² Dewey/Kleimola, "Political Poruka," p. 117 による。ただし Собрание Государственных Грамот и Договоров. Том I. СПб., 1813（以下 СГГД と略記）には、イヴァン3世、ヴァシーリー3世、イヴァン4世雷帝のモスクワ大公3代の治世（1462～1584年）について、政治的保証状とみなしうる文書（誓約状（*клятвенная запись*）や保証状（*поручная запись*）その他）が42通含まれている。

²³ СГГД, I, № 103, С. 249–250; № 104, С. 250–251. なお前者（№ 103）のタイトルは「ダニール・ドミートリエヴィチ・ホルムスキー公の、大公ヨアン・ヴァシーリエヴィチに提出された誓約状 *клятвенная запись*（写し）：今後とも己の勤務を忠実に、欠くところなく誠実に、逃亡の試みを一切行わず、君主をかれへの変わらぬ愛をもて受け入れつつ、続けることについて。モスクワ府主教ゲロンチーとその他の位高き聖職者がたのお赦しを得て。」また後者（№ 104）は「ヨアン・ニキーチチ・ヴォロンツォーフのダニール・ホルムスキー公のための250ルーブリの〔保証に関する〕保証状 *поручная запись*」となっており、こちらがいわば本物の保証状である。（ ）は原文、[] は本稿の筆者の補足ないし説明である。

²⁴ ホルムスキー公の経歴については、さしあたり *Зимин А.А. Формирование боярской аристократии в России во второй половине XV-первой трети XVI в. М., 1988, С. 112* をみよ。

ホルムスキー公のこの「誓約状」は、特別の保証人を定めていない。強いて言えば、現役の「府主教ゲロンチーと全ルーシの主教がた」、さらにはこれまでの府主教（ピョートル）らがそれにあたるといえようが、高位聖職者や聖人が一般的に「保証」することで十分といえたかどうか、即断はしがたい。中世における宗教の役割が現代に比較して格段に大きかったことは十分推測できるが、大公自身が、公の政治的忠誠を確保するための保証としてこれを十分と考えていなかった可能性はある。ホルムスキー公が同年に提出した（あるいは、かれのために提出された）「保証状」²⁵は、大公のこうした不安を解消するためのものであったと考えられる。

さてこの「保証状」によれば、ホルムスキー公が「拘束」から解かれる際に、保証人となったのは И.Н. ヴォロンツォーフであった。これは分領公（大公の弟）であるドミトロフスキー公ユーリー・ヴァシーリエヴィチの貴族であり²⁶、ユーリー公が没した 1472 年の前後に大公への勤務に移っていたと考えられる。ヴォロンツォーフは、ホルムスキー公が、今後も「君主にして大公イヴァン・ヴァシーリエヴィチとその子らに、生涯を通じて仕えること、生涯を通じていかなるときにも、どこへも誰の下へも退去することがなく、逃げることもしないこと」を保証した。もしホルムスキーが誓約に違反したなら、大公はヴォロンツォーフから 250 ルーブリを徴収すること、またホルムスキー公自身の「財産、村落そしてすべての所有物」を没収すること、が記されている。ホルムスキーの「保証状」には、大公の書記官 2 名を含む 5 人の保証人 *послухи (послуси)* の名（署名）が記され、ヴォロンツォーフ自身の印章が捺されている。また「保証状」の「裏面に記されている」とされる文章から、ホルムスキー公のためのこうした保証状は全部で 8 通あったこと、保証金の総額は 2,000 ルーブリであったことがわかる²⁷。

ホルムスキー公の「保証状」は、その後のモスクワにおける政治的保証状の展開を考えると、いくつか基本的とみなしうる情報を含んでいることがわかる。

それらは次の要素である。1) 誓約する本人、誓約の相手、そして保証人の明示。2) 誓約者の義務、すなわち誓約の内容の明記。（この場合は、大公に忠実に仕え、敵の下へ逃亡しない、また大公とその家族に関する他人の言動を監視し、報告を怠らないということ。）3) 将来誓約に違反した場合の措置、罰則。4) 保証状作成の際の証人や立ち会いの役人名の明記。これらはその後の保証状においても、内容を次第に詳細にしながら現れる要素である。

ただ後の保証状にはみられるが、ホルムスキー公の保証状にはいまだ欠けている要素もある。たとえば、保証人（この場合はヴォロンツォーフ）が死亡ないし消息不明となったり、あるいは支払能力を喪失した場合のことが考慮されていない。おそらくはここでも、他の残った保証人らが集団で連帯責任を負ったと考えられるが、この段階ではそのことが明記されていない。いまだそうした場合のことが明確に意識されていなかったということであろう²⁸。

²⁵ СГД, I, № 104, С. 250–251.

²⁶ *Зимин, Формирование боярской аристократии. С. 157.*

²⁷ 当時のルーブリの価値については、*Кистрев С.Н. Рубль Северо-Восточной Руси до начала XV века// Очерки феодальной России. Выпуск 3, 1999, С. 31–84* を参照。それによれば、1 銀ルーブリはモンゴル支配以後 15 世紀初頭までは 183.6 グラムであった。リュバコーフによれば、それは当時の建築労働者の給料の 160–500 日分であった（拙稿「ロシア中世都市における手工業と手工業者 (II)」『商学討究』(小樽商大) 33–4、1983 年、60 頁)。

²⁸ ところで、ホルムスキー公の「誓約状」および「保証状」の双方において、公が大公以外の「他のいかなる者の下にも退去しないこと」が誓約され、保証されている。これはモスクワ大公が貴族らに誓約を要求する項目の中でも最重要なものであるが、G.アレフなど多くの研究者がこれを、モスクワ貴族に伝統的に認められていた「退去権」（ないし「勤務の自由権」）を大公権力が制限・撤廃しようとして行った要求と解釈した。たしかにこの時期からイヴァン雷帝治世にかけて、モスクワ貴族（のみではないが、）のリトアニア等周辺諸国への逃亡（「退去」）が目につくようになる。そのもっとも有名な例が雷帝治世の、A. M. クールプスキー公のリトアニアへの逃亡である。先の研究者らはこれらすべてを貴族の「退去権」に基づくものと捉え、モスクワ君主はそれを削減・根絶すべく闘ったとしたのであった。こうした立場からすると、ここで扱っている「保証状」はまさに君主権の貴族層にたいする闘争の手段であったということになる。この「保証状」にそうした意味があることはいうまでもない。しかし、ここにはやや誤解がある。というのも、ホルムスキーにせ

さてイヴァン3世治世に知られている保証状は上の1通（公自身の誓約状を含めると2通）であったが、次のヴァシーリー3世期には11通が、イヴァン4世雷帝期には大幅に増えて29通ほどが知られることになる²⁹。

よ、ましてや九〇年も後のクールプスキーにせよ、国外への逃亡（とその試み）を「権利」であるとは考えていなかったと判断されるからである。ヴェセローフスキーも強調するように、「退去権」はモスクワ貴族にとってすでに長いこと行使されておらず、権利としては消滅して久しかったのである。たとえばクールプスキーなどは、自身の逃亡（亡命）を「退去権」をもって正当化するのではなく、聖書に根拠を求めたのであった（「もし一つの町で迫害されたなら、別の町へ逃げなさい（マタイ10:23）」、拙訳「イヴァン雷帝とクールプスキー公との往復書簡試訳（III）」、『人文研究（小樽商大）』74輯、1987年、67頁）。「退去権」については、拙稿「モスクワ国家における貴族の退去権ないし勤務の自由について」、『スラブの歴史』（講座スラブの世界3）、弘文堂、平成7年を参照。cf. Alef G. “Das Erloeschen des Abzugrechts der Moskauer Bojaren,” in: *Forschungen zur osteuropaischen Geschichte*, Bd. 10 (1965), S. 7-74; Веселовский, Побег за границу и поручные записи. С. 118-122.

²⁹ 必ずしもすべてが *поручная записка* と銘打たれているわけではないが、保証状とみなしうるものを以下にあげる。なかには、本人が君主に忠誠や忠勤を誓っただけの文書も含んでいるが、そこには府主教など高位聖職者の署名があるとされており、筆者の考えでは、これも政治的「保証状」の特殊例と考えることができる。それはまた教会が、君主への忠実な勤務や正教への献身を誓う俗人貴族らの保証者として、積極的に関わっていることを示す貴重な文書でもある。（ただし №163、№167、№168 は例外で、保証者はあげられていない。ツァーリの家（皇族）内の、伯父・甥の間、また従兄弟間という、府主教ですら介入し得ない特殊な関係における誓約状であることが、保証人不在の理由であろう。もっとも №169 の場合、前二者（№167、№168）と同様の文書（スタリツキー公ウラジーミルからツァーリ・イヴァン四世雷帝へ出された文書）であるのに、府主教マカーリーの署名がある。№167 にはじまる一連の誓約状のなかの第3の、最終の文書だからなのか、それとも別の理由からか、今のところ確かなことはわからない。今後の課題となる。№174 にも保証人はないが、誓約者が複数であり、いまだ「連帯保証」と明示されていないものの、相互に保証し合っていると考えられる。№199 も単なる「文書」であるが、内容上は誓約状を確認する「再保証状」の形をとっている。№201 にも府主教らの特別の署名はないが、第一にムスチスラーフスキー諸公（親子ら）3名の署名があることから、家族間の連帯保証（責任）制が行われていると考えられること、第二に本文では府主教ディオニーシー以下高位聖職者への言及が二度あり、当然ディオニーシーらが承知の上での誓約状であるといえる。）

まずヴァシーリー3世期の保証状をあげる。いずれも СГГД. Том I 所収である。以下には番号とページ数を記す。（ ）内はおよその内容である。[] は筆者が補った部分である。

№145, С. 401-403 (1505年、カザン皇子ビョートル・イブライモヴィチから大公へ提出された、キリスト教信仰を固守する旨誓約した文書 *запись*。モスクワ府主教シモンその他の署名)；№146, С. 403-404 (1506年、К. И. オストロシキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教シモンの署名)；№149, С. 414-415 (1522年、В. В. シューイスキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教ダニールの署名)；№152, С. 420-422 (1524年、Д. Ф. ベーリスキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教ダニールの署名)；№153, С. 423-425 (1524年、И. Ф. ベーリスキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教ダニールの署名)；№154, С. 425-427 (1525年、И. М. ヴォロティンスキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教ダニールの署名)；№155, С. 428-430 (1527年、М. Л. グリンスキー公を保証する諸貴族を保証するベンコフ諸公とその他の諸士族の、君主の国庫へ5,000ルーブリ支払う[ことを誓う]再保証状 *грамота подручная*)；№156, С. 430-432 (1528年、И. М. 及び А. М. シューイスキー公を保証する諸貴族を保証するロストフ諸公とその他の諸士族の再保証状 *грамота подручная*)；№157, С. 433-435 (1529年、Ф. М. ムスチスラーフスキー公の大公に忠勤を誓う文書。府主教ダニールの署名)；№159, С. 439-443 (1531年、Ф. М. ムスチスラーフスキー公の大公ヴァシーリー・ヨアーノヴィチとその子イヴァン・ヴァシーリエヴィチに忠勤を誓う(第2の)文書。府主教ダニールの署名)；№162, С. 448-450 (1532年、М. А. プレシチェーフの大公とその子らへ忠勤を誓う文書。[府主教ダニールの執り成しにより])。

以下はイヴァン4世雷帝期の保証状である。

№163, С. 451-453 (1537年、А. И. スタリツキー公の大公に常に忠誠をつくすことを誓う文書 *запись*)；№165, С. 454-457 (1547年、И. И. プロンスキー公の大公に忠勤を誓う文書。モスクワ府主教マカーリーの署名)；№166, С. 458-459 (1547年、諸貴族及び諸士族の、И. И. プロンスキー公のための、かれがロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ10,000ルーブリを支払う[ことを誓約した]保証状 *запись поручная*)；№167, С. 460-461 (1553年、ウラジーミル・アンドレーエヴィチ[スタリツキー]公の従兄弟である君主ツァーリ、イヴァン・ヴァシーリエヴィチに永遠に忠誠をつくすことを誓う(第1の)文書)；№168, С. 462-464 (1554年、ウラジーミル・アンドレーエヴィチ公のツァーリ、イヴァン・ヴァシーリエヴィチへの(第2の)文書(写し))；№169, С. 465-468 (1554年、ウラジーミル・アンドレーエヴィチ公のツァーリ、イヴァン・ヴァシーリエヴィチへの(第3の)文書。府主教マカーリーの署名)；№172, С. 470-473 (1561年、В. М. グリンスキー公のツァーリに忠勤を誓う文書。府主教マカーリーの署名)；№174, С. 474-475 (1561年、И. ムスチスラーフスキー公、В. ミハイロフその他の諸貴族の、ツァーリの子、皇子ヨアンを帝位継承者と承認する文書)；№175, С. 475-477 (1562年、諸貴族の、И. Д. ベーリスキー公のための、公がロシアから逃亡した場合、君主の国庫に10,000ルーブリを支払う[ことを誓約した]諸貴族の保証状 *запись поручная*)；№176, С. 477-483 (1562年、И. Д. ベーリスキー公が逃亡した場合、公のために(保証)額を分担して支払うことを[誓約し]保証した諸貴族のための再保証状 *запись подручная*)；№177, С. 484-487 (1562年、И. Д. ベーリスキー公のツァーリに忠勤を誓う文書。府主教マカーリーの署名)；№178, С. 487-488 (1563年、諸貴族の、А. И. ヴォロティンスキー公のための、公がロシアから逃亡した場合、15,000ルーブリを支払うことを[誓う]保証状 *запись поручная*)；№179, С. 488-495 (1563年、А. И. ヴォロティンスキー公の逃亡の場合、補償額を分担して支払うことを[誓約し]保証した諸貴族のための再保証状 *запись подручная*)；№180, С. 496 (1564年、諸貴族の、И. В. 大シエレメーチェフ公のための、公がロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ10,000ルーブリを支払

以下に、代表的と考えられる「保証状」についてみていこう。

まずヴァシーリー3世治世の保証状である。

1527年2月のM. Л. グリンスキーに関わる「再保証状」をみてみよう³⁰。

ミハイール・リヴォヴィチ・グリンスキーは1508年、リトアニアからモスクワへ勤務換えした公である。かれはモスクワにより厚遇され、「世襲領（ヴォチナ）としてヤロスラーヴェツを、扶持領としてボロヴェスクを」下賜されたのである。ところがかれは1514年にロシア軍を率いて出撃した際に、敵（リトアニア軍）側へ寝返ろうとして、逮捕され、投獄された。かれは国境地帯の大都市モレンスクをモスクワ側が奪取した際に（1514年）、この都市が論功行賞によりかれ自身に下賜されるであろうことを確信していた。ところがそうはならなかったことを根にもって、再度リトアニアへ勤務換えしようとしたと考えられる。かれは13年近く拘禁されることになるが、かれにとって幸いであったのは、1526年にかれの姪であったエレナ・グリンスカヤが大公ヴァシーリー3世の二度目の妻となったことである。エレナの懇請で伯父は釈放されることになったのである（1527年2月）。公に関わる「再保証状」（「M. Л. グリンスキー公を保証する諸貴族を保証するペンコフ諸公とその他の諸士族の、君主の国庫へ5,000ルーブリ支払う〔ことを誓う〕再保証状」 грамота подручная）が出されたのはこのときのことであった³¹。

これは厳密には、忠誠を誓約するグリンスキーその人を直接「保証する」文書ではない。そうではなく、グリンスキー公を保証したのは3人の主たる保証人（いずれも名門貴族家門に属する Д. Ф. ベーリスキー公、В. В. シューイスキー公、Б. И. ゴルバーティ公）であったが、それでは不十分と考えられ

う〔ことを誓約した〕諸貴族の保証状 запись поручная）；№ 181, С. 497–503（1564年、И. В. 大シェレメーチェフ公の逃亡の場合、補償額を分担して支払うことを〔誓約し〕保証した諸貴族のための再保証状 запись подручная）；№ 182, С. 503–506（1565年、貴族 И. П. ヤーコヴレフのツァーリに忠勤を誓う文書。府主教アフナーシーの署名）；№ 184, С. 508–513（1565年、諸貴族及び諸士族の、貴族 И. П. ヤーコヴレフのための、かれがロシアから逃亡した場合、国庫へ〔保証〕額を支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 185, С. 514–518（1565年、諸貴族及び諸士族の、貴族 Л. А. サルティコフとその子らミハイールとイヴァンのための、かれらがロシアから逃亡した場合、国庫へ5,000ルーブリを支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 186, С. 518–525（1565年、諸貴族及び諸士族の、貴族 В. С. セレーブレン公とその子ボリス公のための、かれらがロシアから逃亡した場合、国庫へ〔保証額を〕分担して支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 189, С. 533–537（1566年、М. И. ヴォロティンスキー公のツァーリに忠勤を誓う文書。府主教アフナーシーの署名）；№ 190, С. 537–538（1566年、諸貴族及び諸士族の、М. И. ヴォロティンスキー公のための、公がロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ15,000ルーブリを支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 191, С. 538–545（1566年、М. И. ヴォロティンスキー公の逃亡の場合、補償額を分担して支払うことを〔誓約し〕保証した諸貴族のための再保証状 запись подручная）；№ 194, С. 558–559（1566年、若干の貴族の、И. П. オフリャビーニン公のための、公がロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ2,000ルーブリを支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；no.195, С. 560–561（1566年、若干の貴族の、貴族 З. И. オフチナ-プレシチエフのための、かれがロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ4,000ルーブリを支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 196, С. 561–565（1571年、И. Ф. ムスチスラーフスキー公のツァーリに忠勤を誓う誓約状 запись клятвенная。聖職者らの署名）；№ 197, С. 565–566（1571年、若干の貴族の、И. Ф. ムスチスラーフスキー公のための、公がロシアから逃亡した場合、君主の国庫へ20,000ルーブリを支払う〔ことを誓約した〕保証状 запись поручная）；№ 198, С. 566–581（1571年、И. Ф. ムスチスラーフスキー公の逃亡の場合、〔補償〕額を分担して支払うことを〔誓約し〕保証した諸貴族のための再保証状 запись подручная）；№ 199, С. 582（1571年、И. Ф. ムスチスラーフスキー公の、公のために保証した貴族 Н. Оドэфスキー公と仲間らに出された、ツァーリへの忠誠を〔再〕確認する文書）；№ 201, С. 588–591（1581年、И. Ф. ムスチスラーフスキー公とその子らフォードル公及びヴァシーリー公の、ツァーリとその〔帝位〕継承者に引き続き忠勤に励むことを誓った誓約状 запись клятвенная）。

³⁰ СГД, I, № 155, С. 428–430（1527年、M. Л. グリンスキー公を保証する諸貴族を保証するペンコフ諸公とその他の諸士族の、君主の国庫へ5,000ルーブリを支払う〔ことを誓う〕再保証状 грамота подручная）。なおこの「保証状」は内容から明らかなように、「再」保証状と訳すことのできるものであるが、原語は、上に示したように、подручнаяである。この語は поручная とまったく同義であるが、本史料集（СГД）では一貫して「再」と訳せる保証状の場合にのみ用いられている。逆に言えば、単なる保証状の場合には、必ず поручная が用いられているのである。史料集の編者が使い分けしていると考えられる。ヴェセローフスキーは全面的な責任を負う主保証人と、限定的な責任しか負わない再保証人とを明瞭に区別している。Веселовский, Побег за границу и поручные записи. С. 124, 125. この点ではシェフトルも同様である。Szeftel, “The History of Suretyship,” p. 857.

³¹ М. Л. グリンスキーの経歴については、さしあたり、Зимин, Формирование боярской аристократии. С. 142–143 を参照。

たのであろう、かれら保証人をさらに保証する者が必要とされ、47 人もの者（「ペンコフ諸公と、その他の諸士族」）の名が、いわば再（ないし副）保証人として現れているのである。かれらはグリンスキー公の将来の誓約違反に際しては、5,000 ルーブリを大公に納めることを誓約している。

ここでの再保証人の役割についてはよく分からない。5,000 ルーブリは基本的には 3 人の主保証人が負担したと考えるべきなのか、それとも再保証人も共に負担したのであろうか。その場合、主・再（副）両保証人間の関係はどうであったのか。主保証人と再保証人それぞれが負担した額はいくらであったのか。再保証人はみな同額を負担したのか、などが問題となるところである。

主保証人と再（副）保証人の役割がまったく同じであったと考えることはできまい。金額についても差があったと考えるべきであろう³²。主保証人はその家柄からしても、身分からしても、おそらく相当のリスクを覚悟して保証人を引き受けざるを得なかったであろう。あくまでも、かれら 3 人がグリンスキーの行動を監視し、二度と裏切り行為に走らないことに主要な責任を負ったであろう。もしもの場合には、かれらは、財産はおろか生命も、また一族の運命も危険にさらすことを覚悟しなければならなかったと考えられる。

実は、本来なら必要ないと考えられる再保証人がかくも多数要求された事情は、ある程度推測することができる。まず一つには、グリンスキーへの嫌疑がそれだけ大きかったということである。先にも記したように、モスクワ大公への勤務に入った後、かれは世襲領のほか扶持のための領地（都市）を与えられるなど、いわば破格の待遇を受けていたのに、さらに期待した報奨がえられないと知って、こともあろうに軍司令官として干戈を交えてきた当の敵側に（たとえ出身国であったとしても、）寝返ろうとした、モスクワにとって信頼しがたい人物であったのである。

次に、3 人の主保証人自身が保証人として十分に信頼に値するとは考えられていなかった節がある。少なくとも、B. B. シューイスキー公と Д. Ф. ベーリスキー公は以前に、自身が「保証状」の提出を求められていたことが知られている³³。自ら嫌疑をかけられたことのある人物が、今度は保証する側に立たされたのである。これを再保証する副次的な保証人が必要と考えられたとしても、不思議ではない。ちなみに、B. B. シューイスキーと Д. Ф. ベーリスキーが以前に提出したこれらの保証状から、かれら二人が今回グリンスキーについて何を保証しなければならなかったのか、またかれらがなすべきことは何であったのか、を推測することが可能である。すなわち、二人は大公への忠勤、モスクワからの不退去・非逃亡を誓約するとともに、かつて自分たちがそうされたように、グリンスキー公のほかならぬ反大公的行動を監視し、公に何か不審な兆候があれば、これをただちに大公に報告することを義務づけられたと考えられるのである。

次に検討しなければならないのは、イヴァン雷帝治世の保証状である。

雷帝の場合、政敵、というより周囲の人物にたいする総体的な疑心というかれに特有の「性格」の問題もあって、この時代保証状の数は増え、その内容も詳細になったのであるが、それだけではなく、本稿との関連でいうと、保証状に取り込まれる人物（保証人）の数も増加し（1571 年のムスチスラーフス

³² 実は、1528 年の、И. М. 及び А. М. シューイスキー公を保証する諸貴族を保証する「ロストフ諸公とその他の諸士族の再保証状 грамота подручная」（СГД, I, № 156, С. 430-432）では、シューイスキー兄弟を保証する主保証人（Б. И. ゴルバーティ公と П. Я. ザハーリイチ）を 30 人の再（副）保証人（「ロストフ諸公とその他の諸士族」）が再保証する形をとっているが、シューイスキー兄弟がかれらのためのあらゆる保証にも拘らず、大公の下から逃亡し、退去した場合には、かれら再保証人が総計 2,000 ルーブリを大公に支払うこととなっていた。そしてここでは各再保証人の負担額が、それぞれ 50-150 ルーブリの間で明記されているのである。したがって、№ 155 においても、おそらくは同じようなことが考えられていたと思われるが、なぜか明記されなかったのである。（ただここ № 156 でも主保証人がそれでは何をしたのか、かれらも支払ったのか、それはいくらであったのかは、はっきりしない。）

³³ СГД, I, № 149, С. 414-415（1522 年、「B. B. シューイスキー公の大公に忠勤を誓う文書」、府主教ダニールの署名がある）；СГД, I, № 152, С. 420-422（1524 年、「Д. Ф. ベーリスキー公の大公に忠勤を誓う文書」、府主教ダニールの署名）。

キー公のための保証状では、288 人も保証人がいたと考えられる)、連帯保証の範囲も拡大強化されたのである。保証金の額も高騰し、最高 25,000 ルーブリの例も見られるようになる(1565 年のセレブレン公とその子ボリスのための諸貴族及び諸士族の保証状³⁴)。異常な肥大がみられるのである。

具体的にみてみよう。

まず重要なのは、分領公 B. A. スタリツキー公から出された保証状である³⁵。ウラジーミル・アンドレーエヴィチ・スタリツキー公は雷帝の従兄弟である。当時分領公がおかれていた状況は厳しいものであった。かれの領地は他の領地と交換を余儀なくされ、家臣も二度に渡って大公の指名する者らと入れ替えられている。歴代大公は分領公を大公権力にとっての潜在的な敵対勢力とみて、これを目の敵にし、その勢力削減を図ったのである。かれ自身が幼少のころ父母とともに投獄されている(1537-40 年)。1549 年には府主教ヨアサフの執り成しもあって一度は釈放されたが、1553 年の、生まれたばかりの雷帝の子ドミトリーにたいするいわゆる宣誓「拒否」事件により再び関係は緊張し、かれは 3 度にわたり保証状を提出せざるをえなくさせられている。その運命を先取りして言えば、保証状を提出したにも拘らず、かれは結局 1569 年、オプリーチニナの最中に妻と 3 人の子とともに命を奪われている。事実上、モスクワ国家最後の分領公国がその存在をやめたのである³⁶。

3 通を検討すると、何よりも強く感じられるのは、スタリツキー公の母親エウフロシーニヤにたいする雷帝の疑念の強さである。公は母親のツァーリにたいする悪意・奸計を通知することをくりかえし約束させられている。第 1 保証状では保証人はあげられていない。したがってこれは厳密には保証状というよりは公自身の誓約状である³⁷。第 2、第 3 保証状も同様な性格をもつが、それらには府主教マカー

³⁴ СГГД, I, № 186, С. 518-525. ここには総額の表示はない。全部で 174 人の保証人が、各 100-400 ルーブリを負担して、総計 25,000 ルーブリになっている。ヴェセロフスキーによれば、イヴァン雷帝期の印刷された 10 通の保証状(СГГД に所収されている雷帝期の запись поручная は 11 通であるが、ヴェセロフスキーは具体的にどの 10 通かは明らかにしていない)だけで、保証人の数が合計 950 人、そのうち 117 人は 2 度、16 人が 3 度、7 人が 4 度、そして 1 人が 5 度保証人となっているという。Веселовский, Побег за границу и поручные записи. С. 124.

³⁵ СГГД, I, № 167-169. С. 460-468.

³⁶ Ураジーミл・Сталицкий公とイヴァン雷帝との関係、さらにはスタリツキー公の運命についてはさしあたり、Скрынников Р.Г. Царство террора, СПб., 1992, С. 142 сл. и 354 сл. をみよ。なお雷帝がスタリツキー公の陰謀の首謀者とみなしたその母エウフロシーニヤも公と同じ頃に殺害されている。

³⁷ СГГД, I, № 167, С. 460-461. 詳しい表題は次の通りである。「ウラジーミル・アンドレーエヴィチ[スタリツキー]公の、己が従兄弟である君主、ツァーリ・ヨアン・ヴァシーリエヴィチに提出された(第 1 の)文書。[ここでは以下のことが誓約される]: 君主なるかれ、その妻アナスタシーヤ皇妃、ドミトリー皇子及び将来の[帝位]継承者らにたいし、永遠に忠誠をつくすことについて、またかれらと常に結合と好誼のうちにあり、かれらの支配[国家]を奪おうとはせず、さらに君主の利益と損害に関わるすべてのうわさをかれに伝えることについて、オルダーへのダーニのための支払いを行うことについて、裁判、刑の執行などについて。1553 年 3 月 12 日に記される。」

なおここで「オルダーへのダーニ」(タタール税)にたいする言及があるが、これを根拠として、雷帝治世のモスクワ国家がいまだ「オルダー」の「支配」下にあったと考えるとしたら、問題であろう。たしかにルーシ諸君主はキプチャク・カン国の支配下にあった頃にはダーニ(ヴィーホド)をカンに支払っており、14 世紀になるとモスクワがルーシの諸公国から徴収し、それをまとめてオルダーへ送り届けるようになっていたが、その後、とくに 15 世紀後半からは次第に名目化していたからである。むしろ 16 世紀中葉(上記文書が出された 1553 年時点)には、モスクワはすでにカザン・カン国などの「タタール人」を逆に支配していたこと、その直前の 1547 年にはイヴァン雷帝がツァーリの称号を正式に名乗っていたことを考慮する必要がある。この時点でモスクワがクリミア・カン国と緊張関係にあったことは事実であったし、クリミアにたいする「贈り物」などの支払いは行われていたが、それをもってモスクワがクリミアの支配下にあったと考えるとしたら、正しくないであろう。ここで言われている「オルダーへのダーニ」はモスクワ国家が分領国などから徴収する諸税の項目の一つとして 16 世紀中葉にいたるまで残っていたものと考えべきであろう。あるいは上記の「贈り物」などの原資として集められていたということも考えられる。この問題との関連でアメリカ合衆国の研究者ホダルコフスキーの研究は興味深い。かれによれば、ロシアとステップ諸民族との支配・被支配関係が疑問の余地のないものとなる 18 世紀になっても、ステップ諸民族はロシア側からの見返り的な「支払い」がなければ(あるいはその額が十分でなければ)、忠誠誓約にも、またヤサークの支払いにも容易に応じなかったという。(またその際の「支払い」——それは穀物や毛皮、武器や衣服その他ありとあらゆる物でありえた——を表す用語も「ダーニ дань」から「贈り物 поминки」や「下賜金 жалованье」へと変わっていったという)。この場合、「支払」っていたロシアが従属する側でなかったことは、いうまでもない。Khodarkovsky, M. *Russia's Steppe Frontier. The Making of a Colonial Empire, 1500-1800*. Indiana University Press, Bloomington & Indianapolis, 2002, pp. 62-65.

リーの署名があり、かれを保証人とする形をとっている³⁸。3文書が通常の保証状と異なる理由は、スタリツキー公が分領公、すなわち大公家の近親であるということから説明できるであろう。すなわち分領公の忠誠誓約は精々府主教が「保証」しうるのみであって、その他の家臣は、たとえ有力家門出身の貴族であっても、これを「保証」することはできないと考えられたのである。第3保証状では、通常の保証状にみられるような罰金の支払いの代わりに、「わが祖父、大公イヴァン [ヴァシーリエヴィチ3世] がその遺言書で、わが父 [アンドレイ・イヴァーノヴィチ、イヴァン3世の子] にたいし呪詛と怒りの言葉を記したごとくに、われにもなされるように」という文言がみられる³⁹。大公イヴァン3世 (とその子ヴァシーリー3世) は自身の兄弟に厳しく接し、かれら分領諸公の勢力削減に意識的に努めた大公であった。スタリツキー公はみずからこの大公 (自身の祖父) を引き合いに出し、祖父なる大公が父になしたと同じ厳しい措置 (「怒りと呪詛」) を雷帝から自身にくだされることを覚悟しているわけである。このようにスタリツキー公の保証状は、大公と分領公との関係を示す第一級の史料であったが、ここには本稿で検討している「連帯保証・責任制」的な要素は一見認められない。しかしこの点は隠されているだけで、雷帝とスタリツキー公との間に、それを要求し、要求される関係がなかったというわけではない。たとえば、スタリツキー公は明らかに「母」エウフロシーニヤの「陰謀」にたいして、雷帝から「連帯責任」を追及されていたといえる。たとえかれ自身は雷帝にたいし含むところがなかったとしても、母の言動にたいする責任を追及されているのである。あるいは、かれは結局のところオプリーチニナ期の1569年に母、妻と3人の子とともに命を奪われたのであったが、これなどは母の、というよりは分領公家という家柄の「連帯責任」を問われてのことだったといえなくもない。

次にみてみたいのは、政治的弾圧が頂点に達したオプリーチニナ期 (1565-72年) の例として、イヴァン・フォードロヴィチ・ムスチスラーフスキー公の保証状である。

ムスチスラーフスキー家はリトアニアのゲディミンに遡る名門で、1526年以来モスクワに勤務換えしていた。すなわちイヴァン公の父フォードル・ミハイロヴィチ・イジェスラーフスキーがその年にモスクワ大公への勤務に入ったのである。かれがムスチスラーフスキー家の祖となる。そのかれ自身も間もなく1529年に保証状を提出している。内容は、ポーランド・リトアニアとの連絡を断念すること、大公に忠実に勤務し、モスクワを退去せず、大公に関するあらゆる企図や陰謀を報告するという、いわば他の保証状にもみられるおきまりの誓約であった⁴⁰。しかし間もなく退去を試み、モジャイスクにまで行き、捕らえられる。再度赦され、1531年には第2の保証状を出すに至っている⁴¹。

子のイヴァン・フォードロヴィチは1549年に貴族となった。オプリーチニナの創設に際しては、かれの領地はそれに属するに至らなかったが、ゼームシチナではかれは貴族会議において、И. Д. Вэри

³⁸ СГГД, I, № 168, № 169, С. 462-464, 465-468. それぞれの詳細な表題は次の通りである。№ 168. 「ウラジーミル・アンドレーエヴィチ [スタリツキー] 公の、己が従兄弟である君主、ツァーリ・ヨアン・ヴァシーリエヴィチに提出された (第2の) 文書 (の写し)。[そこでは以下のことが誓約される]: 君主なるかれ、その妻アナスタシーヤ皇妃、及び子のヨアン皇子にたいし、常に忠誠なる勤務に励むこと、またかれらの支配 [国家] を奪おうとしないことについて。君主の崩御に際してはかれの [帝位] 継承者にも己の忠誠を続けることについて、君主の利益と損害に関わるすべてのことをかれに伝えることについて、オルダーへのダーニのための支払いを行うことについて、裁判、刑の執行などについて。1554年4月に記される。」 (このスタリツキー公の第2文書の表題には府主教マカーリーへの言及はないが、本文末尾にマカーリーが署名したことについて記されている。) № 169. 「ウラジーミル・アンドレーエヴィチ [スタリツキー] 公の、己が従兄弟である君主、ツァーリ・ヨアン・ヴァシーリエヴィチに提出された (第3の) 文書。[そこでは以下のことが誓約される]: 君主なるかれ、その妻アナスタシーヤ皇妃、及び子のヨアン皇子にたいし、常に忠誠なる勤務に励むこと、またかれらの支配 [国家] を奪おうとしないことについて。君主の崩御に際してはかれの [帝位] 継承者たちにも己の忠誠を続けることについて、君主の利益と損害に関わるすべてのうわさをかれに伝えることについて、オルダーへのダーニのための支払いを行うことについて、裁判、刑の執行などについて。モスクワ府主教マカーリーの署名。1554年5月に記される。」

³⁹ СГГД, I, № 169, С. 468.

⁴⁰ СГГД, I, № 157, С. 433-435. なおムスチスラーフスキー諸公の経歴については、さしあたり Зимин, Формирование боярской аристократии. С. 127-128 を参照のこと。

⁴¹ СГГД, I, № 159, С. 439-443.

スキー公に次ぐ、主導的な立場にあった。ところが、1571年クリミア・タタールの侵入により、モスクワが攻略破壊され、大火に見舞われるという事件があったとき、雷帝のゼームシチナ貴族にたいする怒りが爆発し、すべての責任は「ムスチスラーフスキー公の裏切り」にあるとされた⁴²。実際、以下に示す通り、イヴァン・フォードロヴィチ公自身が「裏切り」を認めている（というより、正確には、認めざるをえなくされている）。公はノヴゴロド総督として遠ざけられたが、保証状を提出することで、領地没収などそれ以上の処罰は免れた⁴³。

公に関連してこのとき提出された保証状は4通である⁴⁴。

4通もの保証状が立て続けに出されたのには理由があった。それは各文書の内容が明瞭に物語っている。まず第1文書は、公自身が今後も固く正教信仰にたち、二度とトルコやクリミアなどとの間にいかなる接触も行わず、ツァーリにたいし忠実に勤務すること、他人の悪しき意図については報告を怠らないこと、誓約に違反した場合にはあらゆる罰をうけることなどを誓う「誓約書」である。第2文書は、公のこの行為について「若干の貴族ら」（この場合は M [H] . P. オドエーフスキー公、M. Я. モロゾフ、Д. И. フヴォロスチーニン公）が保証すること、公が違約した場合には、20,000ルーブリを支払うことを誓約する文字通りの「保証状」である⁴⁵。第3文書は、ムスチスラーフスキー公のために保証人となった貴族らのための、さらなる貴族（Ф. А.、M. А. モサーリスキー公兄弟、Ф. О. モサーリスキー公ら）による「再保証状」*запись подручная* である。そして最後の文書は、再びムスチスラーフスキー公が、自分のために保証してくれた H. オドエーフスキー公ら諸貴族に、自己の誓約状を確認する文書である。このように4文書はムスチスラーフスキー公から始まり、また公に戻ってくる一つのセットとなっているのである。

さらに4文書を詳しくみると、第1文書においては、府主教と24人の高位聖職者、修道士らが保証人となっている⁴⁶。ムスチスラーフスキーは、「わたしは信仰を守らず、君主を裏切った...クリミアのツァーリ、デヴレット・キレイを聖なる正教会...に導き入れ、多くのキリスト教徒の血が流された...」と自己の罪を認めて、今後は「全正教キリスト教[徒の国]に蛮人を導き入れることはしない」と誓っている。公の、君主にたいするだけでなく、「信仰[すなわち正教]」にたいする以上のような驚くべき「裏

⁴² СГГД, I, № 196, С. 561–562.

⁴³ *Зимин А.А. Опричнина Ивана Грозного. М., 1964, С. 367; Скрынников, Царство террора. С. 430, 451.*

⁴⁴ СГГД, I, № 196–199, С. 561–582. 各保証状の詳しい表題は以下の通り。

№ 196: 「イヴァン・フォードロヴィチ・ムスチスラーフスキー公の、モスクワ府主教キリルおよびその他の聖職者らの執り成しにより、君主にしてツァーリ、ヨアン・ヴァシーリエヴィチに提出された誓約状 *запись клятвенная*. [そこでは以下のことが誓約される]: キリスト教[正教]信仰に揺るぎなく固く立つことについて、今後、己が君主またかれの子らに、熱心に、誠実に、あらゆる裏切りなしに、またトルコ、リトヴァ、クリム、ナガイその他いかなる国々にも逃亡することなしに勤務を続けることについて。1571年に記される。」 № 197: 「若干の貴族らの、イヴァン・フォードロヴィチ・ムスチスラーフスキー公のための、以下のことに関する保証状 *запись поручная*. すなわち: 公がロシアから他のいかなる国へも逃亡しないこと、己が君主にしてツァーリ、ヨアン・ヴァシーリエヴィチとかれの子らにたいし誠実に、欠くところなく勤務を続けること、公が何処かへ逃亡した場合、保証人たちは国庫へ 20,000 ルーブリを支払う責務を負うこと [を保証する]。1571年に記される。」 № 198: 「イヴァン・フォードロヴィチ・ムスチスラーフスキー公のために以下のことに関して保証した貴族らのための再保証状 *запись подручная*. すなわち: ムスチスラーフスキー公の逃亡にたいし保証人たちが君主の国庫へ 20,000 ルーブリを支払うことができなかった場合、この文書に記される他の保証人たちはかれらに代わり、この文書において各自に課された額を計算により [分担して] 支払う義務を負う。1571年に記される。」 № 199: 「イヴァン・フォードロヴィチ・ムスチスラーフスキー公の、彼のことを保証した貴族ら、ニキータ・オドエーフスキー公と仲間らに提出した、かれの誓約を [守ることを] 確認した文書 *запись*. すなわち、ロシアにおいて君主なるツァーリ、ヨアン・ヴァシーリエヴィチとかれの子らに誠実に、喜びをもって、他国へ逃亡する試みを決してせず、仕えることを [確認する]。1571年に記される。」

⁴⁵ スクルィニコフは保証金を 40,000 ルーブリとしているが、これはどうであろうか。Скрынников, Царство террора. С. 430.かれは3人の主保証人が20,000ルーブリ、さらに285人の再保証人が計20,000ルーブリ(それを各自が25~350ルーブリずつ負担する)、合わせて40,000ルーブリと理解しているように思われる。しかしここは主保証人が20,000ルーブリを背負いきれなかった場合に、再保証人らはその20,000ルーブリを(分担して)負担すると考えるべきであるように思われる。

⁴⁶ デュウイは第1文書における聖職者保証人の数を府主教以外には23人とする。Dewey, “Political Poruka,” p. 130.

切り」の告白は、他の場合にはあまりみられぬ、例外的なものであったのみならず、正教信仰、あるいは一般的に宗教が当時有していた意味を考慮に入れるとき、相当に深刻なものであったといえる。

第2、第3の保証状においては、主保証人が3人の貴族（第2文書）で、再保証人は285人⁴⁷（第3文書）となっている。これらの保証人、再保証人らは公をはじめとするさまざまな身分の者であった。ムスチスラーフスキー公が誓約に違反するようなことがあった場合に、保証人が連帯で負担する保証金の総額は20,000ルーブリであった。ここでは各再保証人の分担分は25～350ルーブリと明確にされている。第4保証状は、公がツァーリへの忠誠義務を果たし、主保証人を裏切るとはしないことを誓約している。

以上がムスチスラーフスキーに関わる保証状のおおよその内容である。保証状の内容が本稿との関連でもつ意味について考える前に、その背景について述べておきたい。保証状はムスチスラーフスキーにたいする告発の結果出されたのであるが、この告発自体は明らかに捏造されたものであった。もし告発が事実に基づくものであったとするならば、われわれの目の前には、雷帝治世における最大級の反逆事件があったということになるだろう。ところが、雷帝はムスチスラーフスキーをノヴゴロドへ遠ざけただけで、保証状の提出を条件にかれをあっさりと赦している。裏切られたはずの正教会と高位聖職者も呪詛することすらしなかったのである⁴⁸。

雷帝は、いったんはムスチスラーフスキー公に怒りを発しながら、なぜいつものようにかれとその一族、関係者を極刑に付すことをしなかったのであろうか。おそらく雷帝にとって、1571年のモスクワ炎上の責任は、自分自身を除く誰かが必ず負わなければならないものであった。自身やオプリーチニナ体制が追及されるべきでないとするならば、ゼームシチナに責任を取らせなければならない、という考えが雷帝のなかに芽生えたとしても不思議ではない。ゼームシチナの指導的貴族であるムスチスラーフスキーはその格好の適任者であった。かれはツァーリにとって最高のスケープゴートであったということもできる。かくして、ムスチスラーフスキーは告発され、4通もの保証状を提出することを余儀なくされ、そして赦されたのである。

さてムスチスラーフスキー保証状の意味であるが、これが288人もの保証人を巻き込んだきわめて大掛かりな保証状であることは、雷帝治世のひとつの特徴をなしているが、これが連帯保証・責任制を極端に押し進めたことは疑いない。雷帝治世の貴族、上層勤務人階級は、ツァーリから嫌疑をかけられた人物の保証人として、多数が、多額の保証金支払いのリスクとともに、保証状に名をつらね、自身に「共犯者」としての災難がいつ襲ってくるかもしれないという、はてしない不安へと追いやられたのである。保証状のこうした在り方は、第一に嫌疑をかけられた当の本人の逃亡や裏切り、不服従、不忠義を抑止したのみならず、第二に保証人集団をも同様の反ツァーリの行動に走ることのないよう牽制することを可能とした。そして第三に、本人の誓約違反の場合には、本人や親族の財産等の没収はいうまでもなく、保証人集団からも多額の保証金を徴収することで、ツァーリは経済的損失の十分な埋め合わせを行い得たのである。

以上に検討した政治的「保証状」には、貴族をはじめとする臣民全体を強力な連帯保証制、すなわち相互監視体制の中におき、それによりツァーリによる支配を容易にするという目的があったといえる。その意味では「保証状」はモスクワ専制権力の国家統制、また社会管理の強力な一手段であったといえ

⁴⁷ 第3文書における再保証人の数を285人とするのはスクルインニコフ、またデュウイに従った。Скрынников, Царство террора. С. 430; Dewey, Political Poruka, p. 130.ただし後者は再保証人が、それぞれ30～350ルーブリを負担したと考えているが、これは不正確である（正しくは25～350ルーブリである）。

⁴⁸ Зимин, Опричина Ивана Грозного. С. 463–464.ジミーンはムスチスラーフスキー公に対するツァーリの側からの告発になんらの現実的根拠もなかったことを力説している。これについてはさらに、Скрынников, Царство террора. С. 428–430をも参照。

る。

ところで雷帝期の政治的保証制は、「保証状」に名を記された保証人によってのみ行われたわけではない。貴族らの行動の保証は、かれらの家臣や下僕、はたまた所領農民によっても行われたのである。すなわち、貴族の家臣や下僕、農民らは、主人の言動に聞き耳をたて、監視し、何かあれば通知（密告）を奨励されていたと考えられる。デュウイやクライモラはこれを「書かれざる保証（状）」と呼んでいるが、確かに、雷帝治世の政治的犠牲者の名を記した『過去帳』には、2,000人を超える名も知られぬ下層民についての言及があるという⁴⁹。すなわち下層民とはいえ、主人の「罪」を通知しなかった場合に蒙るであろう、自身にたいする処罰の恐ろしさを考えると、予め書面で誓約などしていなかったにせよ、進んで密告をおこなったと推測することができる。まさに「書かれざる保証（状）」である。この点でやや時期は遡るが、イヴァン・ヤガノフの嘆願状（1533年頃）は興味深い⁵⁰。

それによると、ヤガノフはヴァシーリー3世治世に何度も密告を行って政府のために尽力してきたが、大公没後、おそらくは大公の弟で分領公のユーリー・イヴァーノヴィチの命令で投獄されてしまう。このことについてヤガノフは、未だ幼児の新大公イヴァン雷帝に嘆願状を書いて、次のように憤っているのである（嘆願状の裏書きによると、母親のエレーナ・グリンスカヤが読み聞かされたという）。すなわち、モスクワでは誰もが見聞きしたことを報告する義務があるので、ヤガノフらはそれに従っただけであるが、「あたかも悪しき裏切り者か盗賊であるかのように」投獄され、拷問をうけるにいたった、と。その上でヤガノフは、君主にたいし「悪」を企む者が数多くいる以上、「悪しきことにつけ良きことにつけすべて」もれ聞いたことを君主に直接伝えるかれのような人物は、君主と国家にとって貴重な存在であることを訴えるのである。ここからは、当時のモスクワにおいて「報告」が全臣民に求められた義務であったこと、大公、とくにイヴァン雷帝はそれを広範に利用して統治をおこなったことがみてとれるであろう。密告の義務は17世紀になって、『ウロジェーニエ』法典で明文化され、それを怠った者は死罪となった（第2章第18-19条）⁵¹。

他方、「保証状」には、以上のような政治的な性格のものとは異なる、非政治的な種類のものもある。

たとえば、1568年の週役人（ニエジェーリシチク）スクラートのための保証状がそうである。これは家畜商人や、絹織物商人などの、いわば一般のポサード民、農民が上記週役人のために提出した保証状で、かれらは（なぜほかならぬかれらが保証しなければならなかったのかは不明であるが）、スクラートが、賄賂などをとることなく忠実に職務をはたすことを、「大公にしてツァーリの書記官イヴァン・マトヴェエフ」に保証している（あるいはさせられている）⁵²。文書も短く、レトリックも単純であるが、基本的には先の政治的保証状をモデルとして、同じ様式で書かれている。こうしたタイプの保証状は16世紀後半以降急速に増え、数百通が現在に伝わっているという⁵³。17世紀に地方中級勤務人に要求された保証状もこの種のものである。732人の騎兵への訓令では次のような保証状が要求されている。すなわち国家から支給される俸給としての現金の受領に際しては、かれらは「保証状」を提出しなければならなかった。その際の保証人はその地域の「最良の人々」か、勤務資格や俸給に責任をもつもの（オ

⁴⁹ Dewey/Kleimola, "Suretyship and Collective Responsibility," p. 348. 先に触れたように、ウラジーミル・スタリツキー公の死の際にも、母親や妻、子らが運命を共にしたが、このときには40人を超す家臣や名もなき下僕が処刑されたことが知られている。"A Brief Account of the Character and Brutal Rule of Vasil'evich, Tyrant of Muscovy" (Albert Schlichting on Ivan Groznui), Hugh F. Graham, editor and translator, *Canadian-American Slavic Studies*, 9-2 (1975), p. 263 (H. Grahamによるスクレイニコフに依拠した注174を参照。)

⁵⁰ Акты Исторические, собранные и изданные Археографическою комиссиею. т. I, СПб., 1841, С. 197-198.

⁵¹ Соборное Уложение 1649 года. Текст, Комментарии. Л., 1987, С. 21.

⁵² Акты Юридические, или собрание форм старинного делопроизводства. СПб., 1838, № 289, С. 294. see *Russian Private Law XIV-XVII Centuries*, Translated and Edited, with Commentary, by H. W. Dewey and A. M. Kleimola, in: *Michigan Slavic Materials*, No. 9 (1973), pp. 32-33 (No. 16).

⁵³ デュウイは印刷されたものだけで300-400通になると推測している。Dewey, "Political Poruka," p. 132.

クラードチキ) ないし「当該地域から勤務する地方騎兵」かのいずれかでなければならなかった⁵⁴。このようにして国家は勤務人層の確実な勤務を地方共同体や勤務人団体に保証させようとしたのである。このような保証状の提出者は官庁役人、兵士、国家勤務人、農民、ポサード民からはカザークやヴォルガ川の船乗りに至る、広汎な層の人々であった。

興味深いのは、こうしたいわば中下層勤務人や一般の臣民からの保証状がその後増える傾向にあったのにたいし、上記のごとき上層貴族らによる政治的な保証状は、雷帝治世以降は減少する傾向にあったことである。雷帝自身、オプリーチニナ廃止(1572年)後は、この種の保証状をほとんど要求しなくなった⁵⁵。さらに雷帝治世以後は、上層貴族からの保証状はほとんどまったくみられなくなるのである。C. B. ヴェセロフスキーはその理由を次のように説明している。それによれば、何らかの嫌疑を受けたり、「罪」を犯した貴族ら被保証人は、通常保証人を自ら探し求めなければならなかったが、雷帝自身が内密に誰か信頼しうる特定の人物に保証人となるよう指示した可能性があるという。雷帝はこのようにして、被保証人の行動を自身が信頼する人物に監視させたのである。ところが、その結果は雷帝にとって思いもかけないものであった。利害を同じくすることになった(せざるをえなくされた)保証人と被保証人ら貴族層を団結させることになったのである。雷帝はオプリーチニナ創設後は、オプリーチニキにたいし、ゼームスキエ(ゼームシチナの住人)の保証人となることを禁じたが、実際には大人数となった保証人集団の構成は多様で、オプリーチニキもいれば、ゼームスキエもいた。かくして雷帝は自らが戦うべき敵を、保証状提出の慣習によって団結させてしまうこととなったのである。かくて雷帝はオプリーチニナを廃止し、保証状を要求することも止めてしまった、というのである⁵⁶。

政治的保証状が雷帝治世後半に廃れていく理由の一つに、ヴェセロフスキーの言うようなことがあったことは首肯できる。しかし他ならぬ雷帝がオプリーチニナ廃止後それを要求しなくなった理由としては、十分ではない。むしろ本稿の筆者としては、雷帝治世の保証状がモスクワ・エリート層にたいし深刻な否定的影響を与えたであろうことを重視したい。自発的か、非自発的かはともかくとして、保証人(あるいは再保証人)となることを余儀なくされたモスクワ国家のエリート層は、ひとたび被保証人が誓約違反を行った際には、大きな打撃をうけるとともに、意気沮喪し、国政に積極的に参与する能力を喪失し、意志までもがくじかれてしまったと考えられる。雷帝自身治世後半は急に活力を失い、治世前半のような改革志向はおろか、国政運営への積極的な関心すら示さなくなったように思われるが、かれを支えるべき側近層、また貴族層全体が活力を奪われてしまっていたのである。さらに、雷帝以後に政治的保証状が激減した別の理由として考えられるのは、専制君主であることを強く志向した雷帝とそうではなかったかれ以後の君主(フォードル、ボリス・ゴドノフ、さらには初期ロマノフ朝君主)の思考法や性格の差が大きかったといえるかもしれない。かれ以後の君主は貴族・エリート層との対決姿勢を雷帝ほどに強くは打ち出さなかったのである。あるいはまた、雷帝による強引な専制君主権強化策の結果、君主と貴族との関係に重大な変化が起こされ、雷帝以後の諸君主は、自立的な精神を打ち砕かれた貴族層からもはや保証状を要求する必要がなくなったといえるかもしれない。

他方、臣民の大多数を管理・統制する必要性は時代が下がるにつれて、大きくなることはあっても、小さくなることはなかった。したがって中下層民からの保証状はその後むしろ広い範囲で数多くとられるようになった。とりわけ農奴制の法的完成直前のモスクワ社会にあっては、流動性を高めつつある臣

⁵⁴ Акты Московского Государства. I, СПб., 1890, № 284. see Dewey/Kleimola, "From the Kinship Group," p. 332.

⁵⁵ 雷帝治世で、上述のムスチスラーフスキー第4保証状(1571年)以後、СГГДに収録されているのは1通のみである(1581年「И. Ф. Мсчслрфсклскл公とその子らФoordл公とВэшлрл公から君主なるツээрл、ヨアン・Вэшлрлрлешлヴィчに提出された、君主とその帝位継承者らに忠勤を続けることについての誓約状 *клятвенная запись*」 СГГД, I, № 201, С. 588–591)。

⁵⁶ Веселовский, Побегл за границу и поручные заплсл. С. 123–125.

民（農民・ポサード民、ホロープ、浮遊民など）を監視し、管理し、居住地に緊縛化する必要性が強まった。モスクワ国家、とりわけ地方社会における統治体制が十分に整備されていない国家にとっては、住民が相互に保証し保証される、換言すれば、監視し監視される仕組み、すなわち「保証状」の提出慣行は、きわめて便利な制度であった。このように保証状はモスクワ社会にあって広範に用いられた社会管理の手段となったのである。

（Ⅱ）モスクワ時代におけるその他の種類の連帯保証・責任制

いうまでもなく、モスクワ時代には前節で検討したものと異なる性質をもつ連帯保証制も行われていた。

なかでも重要なのは、門地制における連帯保証・責任制であろう。門地制とは、個々の貴族が、自らが属する家門の全モスクワ貴族諸家門のなかで占める位置や家門内における本人の位置に応じた、さらにはかれとかれの家門（祖先）のそれまでの勤務実績や功績にふさわしい地位やポストを得る制度である。本人が職務を上首尾に勤め上げた場合には、家門の門地制上の位置を上げる方向に導くが、勤務中の失敗やふさわしからぬ地位・ポストの受領は逆にそれを下げることにつながる。国家に対する反逆や「裏切り」などは本人はおろか、家門全体の没落をまねくことにもなる。たとえば、後にイヴァン雷帝と激しく論争することになる A. M. クールプスキー公のリトアニアへの逃亡は、家門全体の地位を 12 ランク（степень ないし место）分下げることになったといわれる⁵⁷。また 1598 年に、A. P. オボレンスキー公は「不適切な」地位への任命を甘受したが、その際に同族の一人がツァーリに嘆願状を書き、地位の低下は当の本人に限定されるようお願い出て、認められたという⁵⁸。このように、貴族家門は全体として運命共同体を構成しており、各成員は自身のみならず、家門全体に責任を負っていたのである。門地制は家門内の連帯保証・責任制に基づく典型的な制度であったといえよう。

同様に、世襲地（ヴォチナ）にたいする「買い戻し権」にも貴族家門の連帯責任とはいわないにせよ、連帯保証制をみてとることができるかもしれない。一成員の経済的苦境からくる世襲地の一部の喪失（売却）を、他の成員の財力により回復するという意味においてである。世襲地は元来モスクワでは分割相続が可能であったが、かりに同族の一人がそれを売却しようとした際には、一族の者に、通常 40 年以内ならばそれを優先的に買い戻す権利が認められていた。西欧の *laudatio parentum*（親族同意権）、*retrait lignager*（血族買い戻し権）と類似の制度である。ただし、売却の際証人として署名している者は除かれたし、その土地が「買い戻し権を設定せずに」売却された場合もその限りでなかった。また 1550 年のスジェーブニク（第 85 条）以降は、売却者の直系子孫は排除された（ただ傍系親族＝兄弟姉妹、甥らは可能であった）⁵⁹。

財政的連帯責任・保証制も重要である。内外の支配者や国家等から課される貢納や租税その他の諸義務の負担の、世帯（家族）はもとより各種共同体による連帯責任制がルーシにおいていつから知られているか議論があるが⁶⁰、先に触れた通り、強制の度合いは低かったとしても、キエフ時代にすでにある

⁵⁷ Шмидт С.О. Местничество и Абсолютизм (постановка вопроса). // Абсолютизм в России. (XVII–XVIII vv.) М., 1964, С. 180; Буганов В.И. «Враждотворное» Местничество. ВИ, 1974–11, С. 128.

⁵⁸ Dewey/Kleimola, "From the Kinship Group," p. 326.

⁵⁹ 世襲地の買い戻し権については、Сергеевич В. Лекции и исследования по Древней истории Русского права. Четвертое издание, СПб., 1910, С. 533–543; Владимирский-Буданов М.Ф. Обзор истории Русского права. Изд. Шестое, СПб., и Киев, 1909, С. 549–556; 鳥山成人「イヴァン四世の改革の性格——1550年の Судебник 85条の解釈をめぐって——(I) (II)」『スラヴ研究』5 (1961年)、6 (1962年)； Судебник XV–XVI веков. Подготовка текстов Р.Б. Мюллер и Черепнина, М.-Л., 1952, С. 297–319 (Романов Б.А.のコメント)を参照。

⁶⁰ 内外の支配者から要求される諸負担を連带的に遂行する方式、すなわち未納者がした場合の他の成員による分担負担が、ルーシでいつから行われていたかの問題であるが、これをキエフ時代からの慣行であったとする研究者がいる一方で（たとえば、エック、パヴロフ-シリヴァンスキー、グレコフなど）、こうした制度は 15 世紀以降になって、上からの強制で

程度は行われていたと考えるべきであろう。はっきりしているのは、モスクワ時代になってそれが大いに発展をみたことである。いわばモスクワ時代になって諸負担の責任母体の、家族・世帯から行政区域への拡大がなされたということであるが、農村・ポサード共同体は、諸義務（城壁等防御施設の建設、橋梁建設、公の軍隊への糧食の補給、運搬業務等々）の遂行、居住地域からの不退去、「よき行い」、共同体の長老による税の割当と徴収等々を連帯して保証しなければならなかったわけである。これとの関連で、とくに逃亡農民問題が深刻となったロマノフ朝成立後の17世紀には、次の二種類の保証状が要求されるようになったことにも注意しておきたい。まず、旧地に戻った（あるいは連れ戻された）逃亡農民から、以後そこに留まることを保証するものとして要求された。次いで、「新」領主、すなわち逃亡農民を受入れた領主が、「旧」領主が自己の農民と認めた農民の引き渡しを拒否した場合、「新」領主は、逃亡農民と判明した農民を旧領主に返還するか、その件で事情聴取に応じるべくモスクワへ出頭するかを誓約する保証状を提出しなければならなかったのである⁶¹。

（Ⅲ）モスクワ国家と「保証状」：その歴史的意味

保証状、ないしそれに基づく連帯保証・責任制は、モスクワ国家の歴史において重要な意味をもった。

一方では、連帯保証・責任制は、貴族ないしは住民相互の安全や諸義務の負担を保証し、責任を分か合う、純粹にスラヴ的な制度として称揚する声がある。それによれば、こうした相互扶助の良俗、慣習はとくにスラヴ人の間に強くみられるものであって、厳格・酷薄なゲルマン法などにはみられないという⁶²。他方では、連帯保証制は人々を強制する抑圧的手段で、本来の古ルーシの生活には無縁であった。したがってこれは、国家権力が強化されるにしたがって住民に上から押し付けられた制度であったとする⁶³。

もちろんこうした相反する立場はそれぞれ極端で、こうした制度がゲルマンにもスラヴにも、どの社会でも歴史発展のある段階で普遍的に見られたと考える必要がある⁶⁴。そして初期の時代には、その強制力はきわめて限定されたものであったろう。一つには上からの収奪の要求が後代ほど大きなものではなかったからである。生産力、とりわけ農業のそれも諸公や社会の経済を十分にまかなうほどになっていなかったこともあろう。しかしだからといって、例えばキエフ時代に連帯保証制がなかったと結論づけることはできない。これについてはすでに記した。公権力の側は、住民に課税する際に、総額のみを定め、個々人ないし個々の世帯からの徴収額については、共同体に任せたと考えられる。こうして行政機構が未整備の時代の公権力は、個別的に催促したり、徴収したりする労力を回避しえたのである。他方住民側にとっても、この制度により、公権力からの直接的苛斂誅求を免れることができたし、義務負担を果たせない状況になったときには、全体で補ってもらえるという利点があった。連帯責任制はそれなりに合理的な側面を有していたと考えることができる。やがて公の権力なり、国家なり

作り上げられたことを主張する者もいる（リチコフなど）。おそらく上に触れた通り、キエフ時代に緩やかな形ではじまり、モスクワ国家の成立・強化にともない強制的な制度となったと考えられる。Eck A. *Le moyen age russe*. Paris, 1933, pp. 268–269; Павлов-Сильванский Н.П. *Феодализм в Удельной Руси*. СПб., 1910 (=Сочинения Т. III) С. 43–46; Греков Б.Д. *Крестьяне на Руси с древнейших времен до XVII века*. Кн. Первая, изд. второе, М., 1952, С. 283, 285. (グレコフは連帯責任についてというよりは、キエフ時代の農村共同体（ガーリチ地方の）が国税や国に対する諸義務を共同体員の間に「配分」する作業を、役人不足の国家に代わって行ったと推測している。) Личков Л. *Круговая порука и общинное землевладение// Русская мысль*. Кн. 10 (1886), С. 23.

⁶¹ Dewey/Kleimola, “From the Kinship Group,” pp. 330–331.

⁶² Dewey/Kleimola, “Suretyship and Collective Responsibility,” p. 338 をみよ。リチコフは、こうしたスラヴにおける連帯保証制を理想視する立場の者を「連帯保証制の擁護者」とよんでいる。スラヴ派的な論者たちにこうした見方が広がっていたと考えられる。Личков, *Круговая порука*. С. 21.

⁶³ Личков, *Круговая порука*. С. 21–39.

⁶⁴ Павлов-Сильванский, *Феодализм в Удельной Руси*. С. 102–103.

の組織化が進み、公権力が強大化するにつれて、臣民にたいする要求も厳しくなり、連帯保証の在り方にも影響を与えることとなったであろう。まさにモスクワ国家において連帯保証制が最高度に展開をみたといえよう。

問題は、デュウイも述べる通り、西欧ではこうした共同体的規制が比較的早い段階で衰退し始めたのに対し、ロシアでは近代に至るまで相当の規制力を保ち続けたことである⁶⁵。どうしてロシアにおいては連帯保証制が次第に強化され、長期にわたって続くことになったのか。もちろんこの問いにたいし全面的に答えることは難しい。ここでは統治機構が十分に発達していなかったモスクワ国家にとって、これがきわめて有効な手段であり、国家は意識的にそれを維持し、強化しようとしたことを指摘しておこう。その意味では、地方統治をより効果的に行うために地方自治組織の活用を図った、16世紀中葉イヴァン雷帝治世の地方改革に相通するものがある。

連帯保証制の国家および君主にとっての利点は、まず何よりも、貴族らに忠誠と忠勤を強制することによって、潜在的な反対勢力を強力に監視できたことである。保証状提出は、さらに小貴族など中小の勤務人、役人らにも強制されただけでなく、ポサードや農民からの徴税や諸義務の遂行に際しては、それぞれの共同体にも拡大され、かくして、国家は上から下まで、臣民の全階層を連帯保証の網にとり込んでしまったのである。兵士は脱走を連帯保証制により断念させられ、下級聖職者も腐敗した生活を断念するよう相互に誓約させられ、国による各種事業の請負人らは義務を忠実に履行するよう集团的に求められ、貨幣鑄造局の役人も厳重な集団保証の下におかれた。とりわけ貴族層を相互に監視させるシステムは、イヴァン雷帝の極端な忠誠要求によりかれの時代に頂点に達し、完成をみたといえることができる。その後のロシア貴族は以前に増して、君主に対する忠誠と忠勤の発揮において相互に競いつつ、また監視し合いつつ進むより方法がなかったのである。ロシア貴族の弱さがそれを許したという側面があると同時に、こうしたシステムがそうでなくともひ弱な貴族の十全な成長を阻んだという側面もあったのである。

Ⅲ 「連帯保証・責任制」とモンゴル支配——結論に代えて

以上に示されたような連帯保証・責任制はモンゴル支配とどのような関係にあったであろうか。

すでに記したように、保証制ないし連帯保証制がキエフ時代に存在したことは確かであるが、「保証」ないし「保証状」という用語 *порука* はキエフ時代にはほとんど出てこなかった。それがモンゴル侵入後に使用例が増え、モスクワ時代には一般的、日常的となり、保証制は制度として定着したといえる。モンゴル人がこの点で果たした役割はどのようなものであったか、という問いに答えることはそう簡単ではない。もしある特定のタイプの保証制が、ルーシにおいてモンゴルの侵入後然るべき時期に初めて現れるようになったことを示す明白な証拠があるならば、答は比較的簡単である。モンゴルが伝えた可能性が高くなるからである。しかしキエフ・ルーシは、後のモスクワ時代に一般化したほとんどすべてのタイプの保証制を、それなりに知っていたことが分かっているので、モンゴルがこの点で何かを持ち込んだということはできない。

一方で、モンゴル人自身が連帯責任制を日常的に行っていたかどうかは微妙である。プラノ・カルピニは、モンゴル軍について「戦闘の最中に、十人隊のうち一人、二人、三人、さらにはそれ以上のものが逃亡すると、その（十人隊）全員が殺される」、百人隊においても同様だと記している⁶⁶。これがモ

⁶⁵ マルク・ブロック（堀米庸三監訳）『封建社会』岩波書店、1995年、159頁以下、279頁以下、346頁以下。後述するように、デュウイ/クライモラはロシアでも13世紀には衰退しかかっていたと考えている。そのとき侵入したモンゴルが保証制のオリエンタル・モデルを持ち込み、かくてロシア的保証制は強化されて存続することとなったという。Dewey/Kleimola, "Suretyship and Collective Responsibility," p. 342.

⁶⁶ カルピニ/ルブルク（護雅夫訳）『中央アジア・蒙古旅行記』光風社出版、平成元年、41頁。

モンゴル人の生活一般において連帯責任制が行われていることの証拠と見なしうるかどうかは微妙である。モンゴル人の生活において、軍事や狩猟活動がいかにか本質的な意味をもつ事柄であったとはいえ、これは単に「戦闘の最中に」きわめて厳格な規律が適用された、ということの意味するに留まる可能性があるからである。

チンギス・カンの格言とされるもののなかに、「十戸を治めることのできないベキは妻子とともにこれを罰し、その十戸のなかより〔新たな〕ベキを選ぶこと。かくして、百戸、千戸、万戸のベキについても同じ。」とあることから、親族間に連帯責任（連座）制が行われていたことは確かであるが⁶⁷、より大きな範囲でもそうであったかは明らかでない。むしろチンギス・カンの「大ヤサ」と呼ばれるものや、かれの格言として伝えられている言葉からは、カンの命令の絶対性と、万戸長、千戸長、百戸長などの委任されている範囲内の権力の絶対性が決定的とされていたように思われる。すなわち、モンゴル人一人ひとりにはカンを頂点とする上から下への縦の強い命令系統の中に位置づけられているが、モンゴル人同士の横の関係はある種個人主義的な関係であったとすら思われるのである。たとえば、「大ヤサ」においては、怠慢なる兵士、獵師はその者個人が処罰されることになっているのである（マクリジ所伝の大ヤサ 27 条）。またこの点は殺人犯についても同様である（同 28 条）⁶⁸。

ところがこれに相反するように、モンゴル人は被征服民族にたいしては、連帯責任制を厳しく要求しているようにみえる。しかもかれらが被征服民にたいして要求する保証制や責任制は、個人的、自発的であることは稀で、通常集団的全面的であり、強制的であった。また被保証人の過失に際し、保証人に科される罰は異常に厳しいものであった。モンゴル人の被征服民にたいするこうした態度は、かれらの征服戦争を通じて首尾一貫していた⁶⁹。他方キエフ・ルーシにおける保証制には、すでに示されたように、個人的、集団的の双方が認められ、自発的なものも少なくなかった。また、たとえ一方が敵対する他方にたいして連帯責任制を求める場合にも、厳格度あるいは峻烈さにおいてはモンゴル人が他者にたいして要求するそれには比較すべくもなかったのである。

このことは重要であるように思われる。すなわち、結論をある程度先回りして記すならば、連帯責任制を知らなかったわけではないルーシ人に、モンゴルの支配者はこの制度をより厳格に、大々的に活用することの政治的、社会的「有効性」を示した可能性があるのである。

モンゴル人が被征服民に対し如何に厳しい連帯責任制的な要求をしたかについて、若干の例をあげるならば、まず基本となるのが、チンギス・カンその人自身から発する命令、ないし法である。そこではかれの命令は絶対的であり、モンゴル人は、「グユク・カーンの格言」によれば、「わが意を行い、呼べば来たり、命ずれば行き、われが名指したる者はすべてこれを死刑に処す」べきとされていた。これに

⁶⁷ 引用はリャザノフスキイ（東亜経済調査局訳）『蒙古慣習法の研究』昭和 10 年、14 頁；同（リャザノフスキイ）（青木富太郎訳）『蒙古法の基本原理』生活社、昭和 18 年、107 頁より（〔 〕は引用者の補記。また訳は口語風に改めているところがある）。さらに『モンゴル秘史』、巻 12 の 272 が伝える、ウゲデイ・カーンが金国征服後、「金国の民の地水の神々の崇りにあつて発病し、口がきけなくなったときに、弟のトゥルイが身代わりになって毒を仰ぎ、そのおかげで回復した」という話も、親族間の連帯保証制を物語るものではあろう。『モンゴル秘史 3』（村上正二訳注）、平凡社、1976 年、315-316 頁。ただし、「従軍した婦女が、夫が戦いから退いたとき、夫の軍務を代行しなければならない」（マクリジ所伝の大ヤサ 19 条）とあるのは、必ずしも夫婦間の連帯責任ということではないであろう。（リャザノフスキイ『蒙古慣習法の研究』9 頁；同（リャザノフスキイ）『蒙古法の基本原理』104 頁）

⁶⁸ チンギス・カンの大ヤサについては、さしあたり、リャザノフスキイ『蒙古慣習法の研究』4-17 頁；同（リャザノフスキイ）『蒙古法の基本原理』102-112 頁をみよ。なお 1206 年にカン位についたチンギス・カンが本当に、ヤサと呼ばれる法典を制定したかどうかについては、ここでは問題にしない。

⁶⁹ もっともここで直ちに一定の「留保」が必要である。チンギス・カンその人と、その後継者らとの間に若干の違いが認められるからである。ムンクエフによれば、チンギス・カンは「いささかでも抵抗した敵の都市及び住民の抹殺」をその戦略の基本としていたが（その場合でも中央アジアと中国とではやや異なった方式が適用された）、かれの後継者らはチンギスとは異なって、征服戦争後の効率的搾取を念頭において行動したという。Мункуев Н.Ц. Китайский источник о первых монгольских ханах. М., 1965, С. 64-65.ただここではそれよりも、モンゴルとルーシ両社会間の差異を強調したいと考えたのである。

は「親族も」例外ではなかった。また「ヤサに背きたる者はすべて斬首する」（バトゥ・カンの格言）もかれに遡ると考えてもよいだろう⁷⁰。同様にラシードウッディーンにとっても、モンゴル軍に抵抗する者は「妻、子、親族、側近者らと共にみな滅ぼされる」のが原則であった⁷¹。このようにチンギス・カンやその後継者らの征服戦争において「抵抗」したり、モンゴルの要求を拒んだりした諸国、諸都市の住民が厳しく罰せられたことはよく知られている⁷²。チンギス・カンの定めた方式がその後のモンゴル人の征服戦争においても、基本的には踏襲されたと考えたとしてもそう大きな誤りはないであろう。バトゥ軍の侵入をうけたルーシでも、破壊された町々は同様な仕打ちをうけたと考えられる。リャザンやウラジーミル、とりわけコゼリスクは徹底した破壊をうけ、最後者の住民は全員死亡したと伝えられている。バトゥ軍が去った後、200戸しか残っていなかったとプラノ・カルピニが伝える大都市キエフもその例に加えてもよいであろう。かれはそこを通った際に「無数の死者の骸骨と骨が地上に横たわっているのを目撃した」のであった。なるほど、これは戦時のことであったとして説明できる部分もあるが、ルーシの戦争ではこうした徹底した破壊と殺戮が起こらなかったことも事実である。そして侵入はバトゥのそれで終わったわけではなく、およそ14世紀第一四半期、イヴァン・カリター1世の大公位即位のときまで間断なく続き（13世紀第四四半期だけで15回の侵入が記録されている）、なかでも1293年のデュウデンの侵入はバトゥのそれに匹敵すると言われるほどの規模で行われ、甚大な被害をもたらしたのである⁷³。

一方、キエフ・ルーシも都市内あるいは都市間の軍事的、政治的対立において、敗れた側の集団責任を追及した例を知っている。勝者側は敗者から人質を取り、敗者側の不穏な動きを牽制したし、時には逃亡した本人の代わりにその妻ら近親者が拘束されることもあった。たとえば、『ノヴゴロド第一年代記』1228年の項では、リピノ市のある長老が蜂起した市民の追及を逃れて都市外に去ったとき、市民の側（民会）は本人の代わりに妻を逮捕した。つまり妻は夫の連帯責任を問われたのである⁷⁴。また『ノヴゴロド第一年代記』1141年の項では、キエフ大公フセヴォロドがノヴゴロド市民に怒りを発し、キエフにいた同市の使節団（主教や商人ら）を勾留するということがおこっている。この発端はノヴゴロド市が大公の子のスヴァトスラフを自らの公として受け入れを拒んだからである。使節団は派遣主であるノヴゴロド市の行為の連帯責任を追及されたわけである。勾留は翌年同市がスヴァトスラフ公の受入れを呑んだときに解かれた⁷⁵。

さらに『原初年代記』1097年の項にあるガーリチのテレボヴリ公ヴァシリコの例も重要である。ヴァシリコは敵であるスモレンスク公ダヴィドの計略により眼を潰されてしまう。その後ヴァシリコは体力を回復し、かれと同盟者たちは再結集する。かれらはダヴィド側の2都市を攻撃し、一方の都市（フセ

⁷⁰ リャザノフスキ『蒙古慣習法の研究』17頁；同（リャザノフスキー）『蒙古法の基本原理』112頁。

⁷¹ ホラズムシャー朝のスルタン・ムハンマド追討にあたったジェベの言。Рашид-ад-Дин, Сборник Летописей, т. I, кн. вторая, М.-Л., 1952, С. 211.

⁷² たとえばオトラル市の例をみよ（Рашид-ад-Дин, Сборник Летописей, т. I, кн. вторая, С. 198–199）。ラシードウッディーンや、よく引かれるジュワイニーなどは、征服された側の記述者であるのですべてを鵜呑みにするわけには行かないが、たとえば、前者は、テルメズ市の住民が抵抗したという理由で、全員が城外に引き出され、モンゴル兵士には、各人に一定数の住民が割り宛てられ、その首をはねるよう命令が出された様を伝えている（Там же, С. 218）。同様に、チンギス・カンの愛する孫のムトゥゲン（ムアトゥカーン、チャガタイの子）が矢にあたって倒れたアフガン征服戦に際しては、バミアン市の徹底破壊と、全住民のみならずあらゆる種類の家畜や鳥獣の殺害が命令された。同市が将来にわたって復興することのないよう無人の荒野とするようにという命令であったという。兵士は捕虜を取ること、略奪品を持ち帰ることも禁じられたという。同市はモンゴル人により「マウ・バリク（悪い都市）」と呼ばれたという。その後に侵入をうけたルーシのコゼリスク市の例を想起させる（Там же, С. 219；ドーソン（佐口透訳注）『モンゴル帝国史 1』（東洋文庫 110）平凡社、1968年、252–255頁）。

⁷³ 拙著『タタールのくびき』、4–14頁。

⁷⁴ 『ノヴゴロド第一年代記（古輯）』、『古代ロシア研究』XVII（1989年）、119頁。

⁷⁵ 『ノヴゴロド第一年代記（古輯）』、『古代ロシア研究』XII（1978年）、45頁。

ヴォロジ)を包囲した後に火を放つよう命じた。住民が逃げ出したとき、ヴァシリコは「皆を斬り殺すように命じ、罪のない人々に対し復讐し、罪のない人々の血を流した」と記されている。ヴァシリコ公らはさらにダヴィドが逃れていた第2の都市(ウラジミリ)へむかって進軍して包囲し、町の者にダヴィドの側近の教唆者を引き渡すよう要求した。ダヴィドの側近を守って要求を拒むならば、かれらと戦うと脅したのである。町の民会は協議し、ヴァシリコ公と戦うことを欲さず、ダヴィドの側近者を引き渡した。かれらはダヴィド公に強制して側近者を引き渡させたのである。ヴァシリコ側はダヴィドの側近者を「吊し」たが、町の住民にはそれ以上の責任追及を行わなかった。いずれにせよ、2つの都市はヴァシリコ側からダヴィドに加勢したことの連帯責任を問われているのである⁷⁶。

以上のキエフ・ルーシにみられた連帯責任制の例では、なるほどヴァシリコの最初の都市に対する懲罰には凄惨なものがあったようにみえるとはいえ、それは例外とみるべきで(あるいは、意図は峻厳であったが、それがどの程度徹底して行われたかは不明と言った方がよいように思われる)、他の場合には比較的穏健に終始していることが伺える。

以上、モンゴル社会における連帯保証制、というより連帯責任制の一端についてルーシの若干の例と対比しながら記した。以下には、モンゴルがルーシを支配するようになっていかなる政策を導入したかをみるにより、ルーシにおける連帯保証制についてさらに考えてみたい。

征服戦争後ヴォルガ下流域に本拠を定めたモンゴル人は、間もなくルーシにおいて徴税システムの構築に乗り出した。手始めに行ったのがいわゆる人口(戸口)調査である。南ルーシにおいては1245年に、北東ルーシやノヴゴロドにおいては1257-59年に行われた。後者の場合、カンから派遣された人口調査人は各地を「数え、十人長、百人長、千人長、万人長を立てた」とされている(『ラヴレンチー年代記』)。ここでいわれている十人長などが具体的にどのような存在を示すのかは、ここでは問わない。いずれにせよ、このときモンゴルはいわゆる十進法制の制度を導入したかのごとき書き方がなされている。しかし別稿で示したように、実はルーシにも古くから十進法制組織は知られており、モンゴルが持ち込んだということはできない。ただこの制度がモンゴル支配により広められ、強められたということではできる⁷⁷。さらにここで一層重要なのは、モンゴル支配下では、この制度に基づく各組織(十人組、百人組...)に課された税額を徴収するに際し、厳しい連帯責任制がしかれたと推測されることである。すなわち、モンゴル人は十進法制そのものというよりは、それに基づく税の強制的な徴収の方法においてきわめて大きな影響力を発揮したということが重要なのである。

モンゴル人が持ち込んだ制度の一つとしてよく主張されるヤム *ям*、すなわち駅通制度についてはどうであろうか。モンゴル征服戦争が止んで間もなく、ルーシを通して苦勞しながらモンゴル高原にまで旅をしたローマ教皇使節プラノ・カルピニは、モンゴル支配地域において洗練された駅通制度が機能している様子を伝えている。かれは一日に何度も、多いときには七回も馬を乗り換えたと記している⁷⁸。なるほどキエフ・ルーシにも *повоз* といわれる制度が機能しており⁷⁹、ビザンツ帝国にも馬や荷車などの運搬手段を提供するシステムが存在していたので⁸⁰、モンゴルが初めて持ち込んだということは出来ない

⁷⁶ 『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会、1987年、278-289頁。

⁷⁷ 拙著『タタールのくびき』14頁以下。

⁷⁸ カルピニノブルク『中央アジア・蒙古旅行記』、69、73、76頁。なお「ヤム」の原語はチュルク語である。see *Фасмер М. Этимологический словарь русского языка. IV, С. 555.*

⁷⁹ *повоз* とは公や領主の下へ、あるいはかれらの命令で別の場所へ農産物などを運んだり馬などを提供する農民(共同体)に課せられた義務のこと。『原初年代記』984年の項にみえる(ラジミチ族が課せられていたという「賦役の義務」)(『ロシア原初年代記』98頁)。法的な表現としては、たとえば、ノヴゴロドと大公ヤロスラフ・ヤロスラヴィチとの第二の条約(1266-67年頃)第20条、同第三の条約(1270年)第20条にみられる。Памятники Русского Права. выпуск второй, М., 1953, С. 138, 140.

⁸⁰ Byzantine state post についてはさしあたり、Dvornik F. *Origins of Intelligence Services*. New Brunswick, N. J. 1974. pp. 122-129 を参照。

が、モンゴルがその強制力を発揮して被征服民にその負担を課した、そしてここでも連帯責任的に強制したことは言えるであろう。

ロシア語にはモンゴルないしは、モンゴルを介して中国に遡及さるべき語が相当数ある。それらのなかで以下に、ルーシにたいするモンゴルの影響一般について考える素材の一端として、モンゴルのルーシ支配の時期と関連すると考えられる若干の語についてみておきたい。

まずは「黒い土地 *черные земли*」である。それは「国ないし（大）公」に納税などの諸義務を負う土地を意味した。それは私領地、とりわけ教会所領と区別される土地でもある⁸¹。デュウイによれば、この語はキエフ時代にはみられなかった。確かに、似たような「黒い人々 *черные люди*」はキエフ時代にもみられる。しかしそれは単に庶民を表すだけであったのが、モンゴル支配樹立後は、さらに「国ないし（大）公」に税を納める人々の意味をも帯びるに至ったという。したがって、モンゴル支配以後は、「黒い人々」は「黒い土地に住み」、国税を支払う存在であったということになる。デュウイは、この語の起源をモンゴルに求め、モンゴル人はこれを中国から学んだとする。すなわち、中国では、国税を納める自由人は頭髪を蓄えることを認められていたのにたいし、奴隷は頭髪を許されずに頭を剃っていたという。そこから自由人は「黒い」ないし「黒い頭の」人と呼ばれたという。「黒」を国や公に「税を納める」（*тяглые, податные*）自由人に関連させるこうした独特の表現法は、かくしてモンゴル人を介して中国から伝えられた可能性が高いというのがデュウイの結論である⁸²。

次にロシア人は公や支配者に直接「嘆願状」を渡すことを権利として認められていた。なるほど時代が下るに従ってモスクワ時代には、こうした権利にも制限が加えられるようになっていったが⁸³、イヴァン雷帝の時代にも「嘆願庁」という中央機関が創られ、16-17世紀には嘆願状の提出はごく一般的な現象であったといつてよい。

さてその嘆願はロシア語で *челобитье*、嘆願状は *челобитная (грамота)* などと言われている。原義は「額で叩く」、「額で打つ」で、額を地につけて跪拝することをさす。はたしてこうした拝礼の仕方がモンゴル支配以前のルーシにすでにみられたかどうか、不明である⁸⁴。ただこれが中国の「叩頭」と同種のものであることはほぼ間違いないと考えられる。とすれば、モンゴルを介して伝えられたこの拝礼方式に、君主権が次第に専制化するのと逆比例的に自己を「奴隷」視するモスクワ貴族以下住民諸階層が、あたかも固有の慣習でもあるかのように馴染み出したと考える無理はないように思われる。デュウイ／クライモラはクビライ・カーン即位後、とりわけ 1280 年以後にこうした跪拝礼がモンゴル人により行われ始めたと推測している⁸⁵。言うまでもなく中国でははるかに前から、すなわち社会的エチケットとしては紀元前から行われていた。ロシアでは、すでに 13 世紀末から 14 世紀初の白樺文書にみられるという⁸⁶。

最後に、しばしばその起源をモンゴル（経由で中国）に帰せられながらも、必ずしもそうともいえない例として、「強制取り立て刑」*правеж* をみてみよう。これは税や債務の拷問による取り立ての刑ことで、棒や鞭などで脛やふくらはぎを打つという形をとった。ときには各種の違反者にたいする懲罰手段

⁸¹ *Срезневский И.И.*, Материалы для словаря древнерусского языка. I-2, 974 及び III-2,1563 によれば, земля черная は тяглая(податной) земля, すなわち課税地のこと, また черные люди は простой народ すなわち庶民の意である。

⁸² Dewey, "Russia's Debt to the Mongols," p. 267.

⁸³ ウロジェーニエ (第一章第 8 条) は、教会の礼拝中にツアーリに直接嘆願することを禁止している (Соборное Уложение 1649 года. С. 19.)。

⁸⁴ R. ギヴンズは動詞形が最初に用いられたのは 14 世紀、名詞形はその後間もなくとしている。Givens R. D. "Chelobitnaia," in: *The Modern Encyclopedia of Russian and Soviet History*, ed. by J. L. Wiczynski, v. 6, Academic International Press, 1978, p. 227.

⁸⁵ Dewey, "Russia's Debt to the Mongols," p. 268. さらに Dewey H. W. and Kleimola A. M. "The Petition (chelobitnaja) as an Old Russian Literary Genre," *The Slavic and East European Journal*, XIV, № 3 (1970), pp. 284-301 を参照。

⁸⁶ Dewey, "Russia's Debt to the Mongols," p. 268, n. 90.

としても広く用いられた。イヴァン四世雷帝時代の後半にロシアを訪れたイギリス人のフレッチャーは、「このプラヴォージュ、あるいは矯正所 *righter* は、判決が下されながら、命じられた額の支払いを拒む者らが大きなこん棒で足のふくらはぎや脛を打たれる、役所に隣接した場所である。毎日午前中 8 時から 11 時まで、かららはプラヴォージュに立たされ、このような方法で金が支払われるまで打たれる。午後や夜間は、かれらは下級役人により鎖につながれる。ただ次に定められたときにプラヴォージュに出頭することを確約する十分な保証に出される場合は別である」と記している⁸⁷。こうした特異な刑ないし取り立て方法がルーシではいつから行われるようになったか、厳密には不明である。すでに記したように、その起源はルーシを支配したモンゴルにある（あるいはモンゴル人が中国から持ち込んだ）とされることが多い⁸⁸。しかし、これについて特別に論じたデュウイとクライモラも記すように、ルーシでは 15 世紀以前の史料にはみられないだけではなく、言葉自体が東スラヴ（ロシア）語である（*правити* は「税を課す」「取り立てる、集める」の意である）⁸⁹。確かにこうした懲罰法は中国には古くから知られていたとされるので、この場合にもモンゴルがそれを伝えた可能性は否定できないにせよ、それを立証することは今のところ困難である。デュウイとクライモラは精々一般的に「アジア起源」としかいえないという立場をとっている。ロシアでこれが野蛮で非生産的な制度として禁止されたのは、最初はピョートル大帝期で、最終的に廃止されたのはエカテリーナ二世期になってからである⁹⁰。

さて以上にルーシにおける連帯保証＝責任制やその他の諸制度、諸現象とモンゴル支配の関係について概観した。ここでみた諸慣習は多くはモンゴル人の到来以前からルーシに存在していたものである。その意味ではモンゴル人が初めて伝えたものは多くはない。連帯保証制に限定していえば、軍事的、政治的、財政的さらには精神的なそれも含めて、そのほとんどがキエフ時代から知られていたのである。ただ、モンゴル支配下に入った後、それらがはるかに徹底して、また広く適用され、確固たる慣習、制度として、ロシア社会に定着することとなったといえることができる。当時の西欧社会では連帯保証制的な慣習は衰退に向かいつつあった。もしモンゴルの侵入がなかったらどうであったか、と仮定したとしても、それは無意味であろう。ルーシがこの点でどうなっていたかはいうまでもなくわからないからである。ただモンゴル支配以後、ルーシにそれが定着したことは確かである。モンゴル支配のゆえにそうなったのか、それともモンゴル支配にもかかわらずか、定着のメカニズムを明らかにすることは難しい。本稿の筆者には、連帯責任制がモンゴル支配下のルーシに適合的な土壌を見いだしたように思われる。そしてこうした意味でのみ、モンゴルの影響はきわめて強かったと言えることができると考えている。

⁸⁷ Giles Fletcher, *Of the Rus Commonwealth*. ed. A. J. Schmidt, Ithaca, N.Y., 1966, p. 72; *Of the Russe Commonwealth by Giles Fletcher. 1591, Facsimile Edition with Variants*. With an Introduction by R. Pipes. Cambridge Massachusetts, 1966, p. 51. フレッチャーはここでは *правеж* のことを「場所」として説明しているが、刑そのものをさす場合が多い。かれ自身も「あるいは鞭打」と言い換えている (ed. Schmidt, p. 59; by Pipes, p. 41.)。

⁸⁸ これについては、*Энциклопедический словарь т-ва Бр. А. и И. Гранат. XXXIII–208* (*правеж* の項) を参照。

⁸⁹ Dewey H. W. and Kleimora A. M. “Coercion by Righter (Pravezh) in Old Russian Administration,” *Canadian-American Slavic Studies*, IX, 2 (Summer 1975), p. 157.

⁹⁰ 同様にしばしばモンゴルの影響と結びつけて論じられる制度や現象に、「東洋的専制」*Oriental despotism* や「女性隔離」*Seclusion of women* などがある。これについてはただちに（たとえば前者に関しては）、ウィットフォーゲルなどの名が浮かんでくるが、近年の注目すべき論考としては Ostrowski があげられる。かれは上記二論点について独立の章をあてて、ただし否定的に、論じている (Ostrowski D. *Muscovy and the Mongols. Cross-cultural influences on the steppe frontier, 1304–1589*. Cambridge University Press, 1998, pp. 85–107, 64–84)。一般的に言って、ルーシにたいするモンゴルの影響についてはしばしば言及されるが、幾分かでも確実な史料的根拠に基づいて論じられることはきわめて少ないので、注意が必要なところである。オストロウスキの研究はその点では良質である。